

令和5年12月橋本市議会定例会会議録（第3号）

令和5年12月5日（火）

議事日程第3号

令和5年12月5日（火） 午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

順番6	13番	田中和仁君	76
順番7	14番	南出昌彦君	83
順番8	15番	辻本勉君	93
順番9	10番	垣内憲一君	106
順番10	11番	岡本安弘君	113
順番11	12番	小林弘君	121
順番12	16番	土井裕美子君	128

議員定数18名

出席議員18名

1番	森下伸吾君	2番	板橋真弓君
3番	岡本喜好君	4番	梅本知江君
5番	阪本久代君	6番	高本勝次君
7番	岡弘悟君	8番	田中博晃君
9番	堀内和久君	10番	垣内憲一君
11番	岡本安弘君	12番	小林弘君
13番	田中和仁君	14番	南出昌彦君
15番	辻本勉君	16番	土井裕美子君
17番	石橋英和君	18番	中本正人君

説明員職氏名

市長	平木哲朗君	副市長	小原秀紀君
教育長	今田実君	総合政策部長	土井加奈子君
総務部長	井上稔章君	経済推進部長	北岡慶久君
		農業委員会事務局長	
健康福祉部長	久保雅裕君	危機管理監	廣畑浩君
建設部長	西前克彦君	会計管理者	大岡久子君

上下水道部長	堤 健 君	教育部長	堀 畑 明 秀 君
消 防 長	永 井 智 之 君	病院事務局長	池之内 正 行 君
選挙管理委員会事務局長	藤 岡 栄 次 君	監査委員事務局長	櫻 井 康 雄 君
財 政 課 長	三 浦 康 広 君	政策企画課長	中 岡 勝 則 君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	福 井 直 記	議会事務局次長	笹 山 奨
議事調査係長	長谷川 裕 子	書 記	諸 田 泰 己

(午前9時30分 開議)

○議長(森下伸吾君) おはようございます。
ただ今の出席議員は18人で全員であります。

○議長(森下伸吾君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(森下伸吾君) これより日程に入り、
日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、7番 岡君、12番 小林君の2名を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長(森下伸吾君) 日程第2 一般質問を行います。

この際、当局より発言の申出がありますので、これを許します。

教育部長。

[教育部長(堀畑明秀君)登壇]

○議長(森下伸吾君) 教育部長。

○教育部長(堀畑明秀君) 皆さん、おはようございます。

昨日の一般質問の中で間違った答弁を行いましたので、訂正をさせていただきたくお願い申し上げます。

昨日、田中議員からの一般質問の中で、学

校の屋上防水工事については、各学校は最近工事されていないのではとご質問いただいた際に、私のほうから、以前は計画的に屋上防水を施工してきたが、ここ数年は滞っていませんと答弁をいたしました。

正しくは、高野口中学校においてはここ数年、屋上防水工事が滞っておりますが、各学校においては、順次ではあります、長寿命化改良工事や外部改修工事の補助事業と併せて、計画的に屋上防水工事を進めているところ です。

おわびして、答弁の訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

○議長(森下伸吾君) 田中議員、よろしいでしょうか。それでは、ご了承願います。

それでは、日程に従い、一般質問を行います。

順番6、13番 田中君。

[13番(田中和仁君)登壇]

○議長(森下伸吾君) 13番 田中君。

○13番(田中和仁君) 皆さん、おはようございます。今日、2回目の一般質問になります。よろしくお願いたします。

3項目ありまして、一つ目は市民病院について。現在の市民病院の重要課題となっている看護師不足に関して、この質問によって事態がよい方向に向くことを期待して質問したいと思っております。

二つ目の質問は、私ごとになりますが、こ

の春、父が他界して、若いと思っていた私もお墓を建てるという人生の時期を迎えました。それまで見えていなかった地域の問題の一つが見えてまいりました。地域のお墓、いわゆる共同墓地について、墓地組合が苦労されていることについて相談を受け、この質問に至りました。

三つ目の質問は、総務経済委員会の行政視察で秋田県仙北市ほかに行って勉強してきましたんですが、非常に面白い視点、取組をしていると感じましたので、橋本市はどうかという意味で質問させていただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして、質問します。

1、市民病院看護師の昇格時期を早めてはどうか。

橋本市民病院の看護師の昇格時期について、公務員であることは承知していますが、昇格が早いと言われる民間病院と比べると、例えば主任で5年、一方、橋本市民病院は13年と、かなり遅いと考えます。

人生には様々な価値観があり、昇格だけが人生ではないことは承知しておりますが、中にはこれが原因でお辞めになる、もしくはこのことがほかの病院に転職する一つの原因になるのではないかと、つまり、競争力で負けるのではないかと考えます。

そこで、お尋ねします。看護師確保が課題である今、職場におけるリーダーの早期育成という意味でも、昇格のタイミングをいわゆる民間病院並みに早めてはどうでしょうか。

2、共同墓地の管理に支援を。

墓園事業については過去にも、墓じまいや返還の増加によってお墓の収容率が減少し、一般質問においても無縁墳墓について議論されてきたと承知しています。

墓地は、橋本市が運営する市営墓地のほか、区や自治会、地域の墓地組合など様々な団体によって運営されています。墓地は公共の衛

生と福祉、宗教感情を考慮し、橋本市が認可するものですが、認可した後はそれぞれの団体に対し支援はなく、高齢化、少子化により運営が困難になりつつある現状が見受けられます。

具体的には、1、墓地内の整備に係る経費、2、無縁墳墓の改装整備や供養に係る経費、3、給水設備に係る経費、4、災害復旧に係る経費。これらは各墓地組合が現在直面している問題です。

総務省は2023年9月、公営墓地に対し、無縁墳墓を中心とした初の実態調査を行いました。これを受け総務省は厚労省に対し、無縁化した墓石の保管期限や処分の考え方を整理し、自治体への支援を検討するよう要請することになっています。

しかし、これでは、私が挙げた四つの中の2番目、無縁墳墓についてに限定され、また、公営の墓地のみ調査しているため、課題を洗い出すには不十分と考えます。

下記事項についてお尋ねします。

総務省の実態調査の後、具体的な進展があったか、お伺いします。

2、橋本市が許可した区や墓地組合が運営する墓地について、墓地内の整備に係る経費、無縁墳墓の改装整備や供養に係る経費、給水設備に係る経費、災害復旧に係る経費、以上について支援すべきと思いますが、橋本市のお考えはいかがですか。

3、国家戦略特区への取組について。

国家戦略特区は地方創生の取組ですが、これまでの認可区域を見ると、決して大きなまちに限られた制度でもありません。地域の課題を自分事と捉え、規制緩和を申請し、実現することで、経営改善から地方を創生しようというものです。

その効果は該当事業だけに限らず、課題の集約化、企業や研究所との情報交換の活性化、

視察や企業誘致の効果など、期待値も大きいものと考えます。

国家戦略特区への取組は自然に発生するものではなく、どこにどのような課題があるのかをワンストップで情報収集し、分析して初めて取組が始まると考えますが、それにはリーダーシップが必要です。

そこで、お尋ねします。橋本市は国家戦略特区の指定に取り組む体制をつくるお考えはありますか。

以上、ご答弁をお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君の質問項目1、市民病院看護師の昇格時期を早めてはどうかに対する答弁を求めます。

病院事務局長。

〔病院事務局長（池之内正行君）登壇〕

○病院事務局長（池之内正行君）おはようございます。それでは、本日トップバッターということで、答弁のほうをさせていただきたいと思います。

市民病院看護師の昇格時期を早めてはどうかについてお答えいたします。

看護師の昇格については、橋本市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第4条に定める別表第2、エ、医療職給料表（3）級別資格基準表に基づいて運用しています。

今回のご提案については、官民格差はどの程度あるのか、対象職種は看護師のみか、昇格のみで降格は現状どおりでよいのか、早期昇格にあたって年数だけでよいのか、明確な昇格基準、評価が必要ではないか、人事考課や給与制度との調整はどのようにするかなど、様々な課題があると考えます。また、昇格が民間病院と比べ遅いことを理由とした退職は、現時点では確認しておりません。

以上のことから、現時点で看護師の昇格制度の見直しの予定はしていませんが、昨今の著しい社会情勢の変化等も踏まえ、調査研究

を行っていきたいと考えます。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君、再質問ありますか。

13番 田中君。

○13番（田中和仁君）答弁ありがとうございます。一朝一夕に取り組める問題ではないので、慎重にお答えいただいたのかなというふうに思いました。

再質問です。他の民間病院や公立病院は、昇格についてどのような運用をされていますか。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）ただ今のおただしにお答えしたいと思います。

和歌山県内の主な病院を調査した範囲内となりますが、公立病院における昇格は当院と同じく各病院が例規で定めており、主任級の必要経験年数は10年以上が大半で、昇格試験を実施し、合格者を昇格させております。

なお、公立病院では必要経験年数とは別に必要在級年数というものもございます。民間病院についても同じく和歌山県内の主な病院を調査した範囲となりますが、昇格に対し明確な基準を設けている病院はございませんでした。しかしながら、病院規模にもよりますが、必要経験年数については概ね10年前後という回答が多かったです。それ以外の昇格基準として、ある民間病院では、上司の推薦と看護師の能力開発評価のシステムであるクリニカルラダーを基に昇格基準を定めている病院もございました。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございます。概ね10年以上もしくは10年前後ということを考えますと、やっぱりちょっと市民病院のほうの方が長めかなという印象を受けました。

私としてはチャンスを与えてもいいんじゃないかなという思いで質問しております。引

き続き調査研究いただきたいと思います。

看護師という職業柄、ほかの病院でもキャリアを積みたいと考えたり、その職業柄、引く手あまたという状況もありまして、一定数は他の病院に流れてしまうと思うんですけども、1回市民病院を離れられた看護師について再質問したいんです。

看護師の掘り起こしまたはUターンの機会を設けるなど、看護師の復職支援を行う柔軟な運用をすることはできますか。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）ただ今のおただしですが、出産、育児、介護などによりまして看護師を辞め、そのまま在宅やほかの職種で働いておられる、いわゆる潜在的な看護師は数多くおられると思います。

その方々の中には、看護師として復職したくとも、最新の医療・看護への戸惑いや看護技術に対し不安を抱き、復職を躊躇されている方もいらっしゃるかと思います。

そのため、和歌山県の看護協会では、潜在看護職員復職支援研修というものを実施しております。再チャレンジの後押しをするシステムでございます。以前、当院でも同じような研修を行い、復職された看護師もいらっしゃいました。

もし、潜在看護師で復職を希望される方がおられましたら、まずは相談からでも結構ですので、ご連絡をいただきたく思います。

また、市民病院といたしましても、プログラムの内容を充実させるなどし、1人でも多くの看護師が当院に勤めていただけるよう、魅力ある職場づくりに努めてまいりたいと思います。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございます。私も若い頃、かなり病弱でございまして、いろんなところに入院しまして、東京慈恵医科

大学附属病院ですとか東京掖済会、それから大阪では近畿大学病院、もちろん市民病院でしたり紀和病院にも入院させていただきまして、いろんなところで寄ってこって治していただいた結果、大人になってから随分元気になりましたして、しばらく病気していないんですけども、病院に対しては感謝と敬意を払いつつ、あの手この手で看護師不足の解消に努めていただくように、PRしつつ頑張っていたきたいと思います。

一つ目の質問を終わります。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目2、共同墓地の管理に支援をに対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（井上稔章君）登壇〕

○総務部長（井上稔章君）共同墓地の管理に支援をについてお答えします。

まず、一点目の、総務省の実態調査の後、具体的な進展があったかについてですが、総務省が行った無縁墳墓を中心とした実態調査は、全国的に地方公共団体が管理する墓園において無縁墳墓が発生していること、また、無縁墳墓の改葬後の墓石の取扱いが明確にされていない等の問題を整理するために行われたものです。

結果報告書によれば、無縁墳墓等の発生抑制のため、墓地使用者の縁故者に係る情報の事前把握の検討の必要性や、無縁改葬後の墓石の取扱いについて地方公共団体に必要な支援を行うことを厚生労働省に要請するものです。

現時点において、厚生労働省から通知等は発出されていませんが、今後、無縁墳墓等の解消のための先進的な取組事例などを提供されるものと考えています。

二点目の、橋本市が許可した区や墓地組合が運営する墓地について、墓地内の整備、無

縁墳墓の改装整備や供養、給水設備及び災害復旧に係る経費の支援についてですが、まず、本市における墓地のほとんどは、墓地、埋葬等に関する法律の施行以前に都道府県知事の許可を受けて経営されていた墓地を法律で許可されたものとする追認されたみなし墓地で、現時点において、本市が許可した区や墓地組合が運営する墓地は存在しません。

なお、本市が墓地経営に対して許可する場合には、国が墓地経営・管理の指針等について示すように、墓地の安定した経営の確保が確認できることが要件となることに鑑み、ご提案いただいた支援については考えていませんので、ご理解ください。

ただし、災害復旧に係る経費についてのみ、災害の規模や国からの補助金等の有無など、その状況に応じて検討することは可能と考えます。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君、再質問ありますか。

13番 田中君。

○13番（田中和仁君）答弁ありがとうございます。

本市が許可した区や墓地組合が運営する墓地は存在しないというところの答弁でしたけども、市が許可したものとみなす区や墓地組合が経営する墓地は存在するのではありませんか。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）答弁でも申し上げましたが、和歌山県から平成22年に権限移譲があった後に市が直接許可した区や墓地組合が経営する墓地は存在しないという意味で答弁させていただきましたが、おっしゃるように、いわゆる墓理法、墓地、埋葬等に関する法律の施行前に和歌山県が許可したものを追認する形で本市が許可したとみなしているみなし墓地については存在するということでは

ございます。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）非常に日本語が難しく、私もみなし墓地というのをどう捉えるかということについていろいろ考えてみたんですけども、許可したものとみなすというみなし墓地なんですね。内容は許可していないということになるわけですよね。許可したものとみなすけども許可はしてないよという、すごい日本語になってくるんですけども、再質問で、本市に存在するみなし墓地の件数は把握しておられますか。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）当時、権限移譲の、和歌山県から移譲されました際に墓地台帳を預かっております。その墓地台帳によりますと、区や墓地組合だけでなく、個人や寺院が経営している墓地も含めまして、合計964件のみなし墓地がございます。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございます。

県に問合せをしたところ、この964件のみなし墓地については県は許可を与えたんですかということで質問してみましたら、もちろんしておりますと。許可証を保存しているかしていないかというのは墓地組合にもよりますので、そこは置いてあるかないかは私は知りませんというお返事でしたけども、そこから市長に権限が移譲されているということで、この墓地台帳というのがそのまま引き継がれているのかと思うんですけども、再質問です。

県から移譲された後の墓地件数の変更、廃止等について把握されていますか。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）地域の共同墓地で廃止という届出がされた墓地はございません。ただし、山の中ですとか、存在していた個人墓地がございます。個人墓地について、なく

なっているというところもあるかとは想定はできませんが、具体的にその件数については本市では把握できておりません。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）この質問、もう支援をとというのでいきなり直接分かりやすい質問にしてあるんですけども、再質問で分かりやすいように、もっと前の段階なんです。

まず、墓地台帳について、県知事から橋本市長に権限が移譲されてから、分かりやすく言うたら、触っていないということですね、20年間。

総務省の統計によると、共同墓地、地域の墓地というのは88%に上ると。自治体が運営している公営墓地というのは僅か3%しかない。これは日本の統計ですので、橋本市はどうかというのは数字は持っていないんですけども、墓理法によると、墓地経営というのは非常に難しいものであると。1回買うと100年から使われるということで、最初にどんと収入があっても、そのお金が100年後、幾らになってるのと考えると、そんなに安定した経営はできない。

回転も悪いですし、先ほど言うように、無縁墳墓が発生したりすると、誰がどの費用でやっていくのよという問題が出てくる。墓地の斜面が崩れたり、大きな木を切ろうというときにはもちろんお金もかかることとなる。となると、結構、共同墓地の経営というのは意外と難しいものだというのが分かってくると思うんです。

そういった相談を受けてこの一般質問をしておるわけですけども、墓地台帳について新しく管理していく、最新の状況にしていくということはいかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）おっしゃるとおり、いわゆる個人墓地とか経営墓地、区等で管理

している墓地に関する対応というのは、先ほどから出ております総務省の調査の中でも一定、報告案件がございます。

その中でも、全国の墓地・納骨堂の約9割を占める個人や集落等が経営する墓地・納骨堂については、法施行前から存在するみなし墓地であるために、県から市に権限移譲された際にみなし墓地に関する情報が引き継がれていないですとか、個人の敷地に無許可で墓地が設置された場合そもそも把握が困難である等、かなり問題点が指摘されているというところが現状であります。

そんな中で、かなり、いわゆる墓理法、墓地、埋葬等に関する法律が昭和23年以前からできていたというところでありまして、その以前にできていた墓地を今の墓理法に沿った状態で許可、整備していくということとなりますと、かなり規制と申しますかハードルが高くなっているというところがまず現状としてございます。

それから、現状、今、県から移譲された墓地台帳というのは存在しているところではあります、964件とかなり件数も多い状況です、管理者もはっきりしないというところがあります。これを順次、一から整備していくとなりますと、今度、実際に運営されている地域の方々等に対してもかなり大きいハードルを課すような形にもなりかねません。

ですので、一気に全て整理していくという形ではなくて、その都度その都度、対応の必要があった場合にきっちり整理していくというような形で本市としては対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございます。

墓理法による立地ですとか規制、学校から何m離れてくださいよとか民家から何m離れ

てくださいよ、もしくは、道路との間には垣根を設ける、樹木を植える、いろんな条件があって初めて墓地で認定しますよと。それにさらに経営が安定していることという条件をつけられると、地域では新しくやっていくのは難しくなっていくんだらうなということは分かるんです。

その現状を捉えて、もう昔からあるんやから、もう地域と共にやっているんやからもうみなしてあげますよということで、みなし墓地で今現状、問題は発生していないんだと思うんです。

僕が言っているのは、それらの条件はもう、みなすという言葉でもう包括されているので別に構わないと思うんだけど、ただ、やっぱり現状、誰が責任者ですとか問合せは誰に誰にしたらいいんですかというぐらいの情報は、やっぱり市として持っていないと非常に困ったことも発生するんじゃないかなというふうに思ったわけです。

もちろん、質問は、支援してほしいという直接的な質問でありましたけども、もうちょっと手前の部分で、まずやっぱりこの墓地台帳を整理していくのがよろしいのかなと僕は思いました。

知事から市長に権限が移譲してから20年たっているんだけど、この空白の20年で、ほかにも地方行政で、東かがわ市ですとか若狭町、阿蘇市、鹿児島市、守山市、潮来市、成田市、蔵王町など、墓地の改葬とか墓じまいについての補助金を、独自で共同墓地について制度としてつくっているところもありますので、全く不可能なことではないと。その辺は地域の裁量として許されているんだなということが分かると思うんです。

再質問に答弁を頂いたので、徐々にという言い方はおかしいですけども、1件1件やっぱり整理していったら、具合悪いものは具合悪

い、責任者がなかったら責任者を置いてくださいよというところで歩み寄っていくべきかなと思います。

二つ目の質問を終わります。

次に、質問項目3、国家戦略特区への取組に対する答弁を求めます。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

〔総合政策部長（土井加奈子君）登壇〕

○総合政策部長（土井加奈子君）国家戦略特区への取組についてお答えします。

国家戦略特区制度は、成長戦略の実現に必要な、大胆な規制・制度改革を実行し、世界で一番ビジネスがしやすい環境を創出することを目的に創設され、経済社会情勢の変化の中で、自治体や事業者が創意工夫を生かした取組を行う上で障害となっているにもかかわらず、長年にわたり改革ができていない岩盤規制について、規制の特例措置の整備や諸制度の改革等を総合的かつ集中的に実施するもので、現在、全国で13の区域が指定を受けています。

国が定める特区制度としては、国家戦略特区のほか構造改革特区、総合特区があり、合併前の旧橋本市において、平成16年3月24日、あやの台地区における幼稚園児と保育園児の合同活動に対して規制の特例措置を受ける幼保子育て特区として構造改革特区の認定を受け、その後、全国展開に至った特区制度の活用の実績があります。

議員おただしの国家戦略特区指定に取り組む体制づくりに関しては、現時点では取り組む予定はありませんが、事業者の抱える課題の解決に大胆な規制・制度の緩和を必要とし、それが市の方向性と一致した上で、さらに国家戦略特区としての位置づけにより大きく前進すると判断した場合には、取組に関して検討してまいります。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君、再質問

ありますか。

13番 田中君。

○13番(田中和仁君)ありがとうございます。

体制づくり、私もだいたい言っていることは、同じ内容です。もう今すぐ何人かそろえてということではなくて、情報が合致するような場合には動き出せばいいと。

その情報について再質問したいんですけども、企業誘致で来られた企業ですとか従来から橋本市で営まれている企業、また、農業の分野などで、規制が原因で困っているなどの情報収集はどのようにされていますか。

○議長(森下伸吾君) 経済推進部長。

○経済推進部長(北岡慶久君) 議員のおただしについてお答えさせていただきます。

今のおただしでいきますと、規制が原因でというようなおただしですが、現時点ではそういった問合せ等がない状況です。

ただ、誘致した企業に関しましては、当然、誘致する前からいろんな協議をさせていただいて、誘致してからも、きっちりと会社が立ち上がって、その後もフォローも含めていろいろ情報を収集させていただいています。

1軒1軒企業を訪問させていただいたり、アンケート等、調査等もさせていただきながら情報を収集しているところです。

○議長(森下伸吾君) 13番 田中君。

○13番(田中和仁君)ありがとうございます。引き続きアンテナを立てていただくところから始まるのかなと思います。どうぞよろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長(森下伸吾君) 13番 田中君の一般質問は終わりました。

順番7、14番 南出君。

[14番(南出昌彦君)登壇]

○14番(南出昌彦君) 皆さん、おはようございます。休憩あるんかいなと思っていました

ら、休憩なしで続きましたのでちょっと段取りが何しましたけど。いろんなことありますね。

それでは、議長のお許しを頂きましたので、通告どおり質問させていただきます。

一つ目、教職員の働き方改革について。

教職員の働き方改革は何か一つやれば解決するといったものではなく、それぞれの立場において、教師が教師でなければできないことに全力投球できる環境を整備することが重要です。教職員の働き方改革について伺います。

本市における時間外勤務、月45時間を超える教員について。

2、本年度における教職員の働き方改革の具体的な取組について。

二つ目、いじめ問題について。

子どもたちにとって学校は1日の生活の大半を過ごす場所です。学校こそが夢や希望を持ち、毎日楽しく通う場所であってはなりません。

そんな学校でいじめに遭い、悲しい思いをしている子どもが多くいる。いじめとカウントする基準がどうであれ、被害を受けた子どもが悲しい思いやつらい思いをすれば、それはいじめとなるわけです。一つ間違えれば、被害を受けた子どもの人生が変わってしまいます。橋本市のいじめ対策について伺います。

1、橋本市の過去10年間のいじめ件数の推移について。

2、橋本市及び市教育委員会、学校における令和5年度の小・中学校のいじめ防止対策について伺います。

1番目の教職員の働き方改革ですけども、たまたまですけども、うちの辻本議員とまるっきり同じテーマでありまして、ちょっともうポイントだけを絞って質問させていただきます。

たいと思います。

以上、明確なご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君の質問項目1、教職員の働き方改革に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（今田 実君）登壇〕

○教育長（今田 実君）教職員の働き方改革についてお答えします。

まず、一点目の、本市における時間外労働が月45時間を超える教員についてですが、本年4月から10月までの期間で、月当たりの平均時間外労働が45時間を超える教員は全体の約44%であり、一人当たりの平均時間外勤務時間は約41時間となっています。

次に、二点目の、本年度における教員の働き方改革の具体的取組についてですが、これまで学校で担ってきた業務の外部移行や教員を補助する人材の配置等を進め、教員の負担軽減に取り組んでいます。

外部移行の例としては、図書館ボランティア、実習を伴う事業への支援活動、登下校における見守り活動等、共育コミュニティコーディネーターが調整役となり、地域のボランティアの方々に学校教育活動に参画いただき、多くの支援を頂いています。

また、学校徴収金の徴収業務についても行政への移行を進めており、給食費の徴収業務は学校給食センターが担っており、令和5年度からは、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金は保護者への支払い業務を学校教育課が担い、教員の負担軽減に取り組んでいます。

教員を補助する人材の配置についてですが、国の制度を利用して、授業準備や校内の環境整備等、教員の業務補助を担う教員業務支援員を市内に16名配置しています。

これに加え、本市独自に学校における諸課題を解決するために教員を支援する非常勤講師・支援員を41名、教育のICT化の推進やICTを活用した授業づくりを支援するICT支援員を4名配置して、教員への支援を行っています。

これら以外にも、ICTを活用した事務作業の負担軽減、教育委員会からの調査・統計業務の削減、夏季休業期間中に学校閉庁日の設定、小学校における教科担任制の推進等にも取り組み、教員の働き方改革に取り組んでいるところです。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君、再質問ありますか。

14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）答弁ありがとうございました。いろいろ対策を講じていただいて、働き方改革に取り組んでいただいていると思います。

そんな中でなんですけども、まず、一つ質問させていただきたいんですけども、45時間から80時間の残業の先生が44%もおるといふことなんですけども、今、具体的に小学校、中学校、この対象となる先生が何人おられて何%ぐらいなのか、ご答弁をお願いします。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）月当たりの45時間以上の時間外労働ということで、過去3年間の調査したものによりますと、割合でお話しさせていただきたいと思うんですけども、令和3年度については月45時間以上は34%、令和4年度につきましても34%、令和5年度につきましても、先ほど答弁させていただいた4月から10月の期間で44%となっております。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）今の数字を聞いてみてもなんですけども、なかなか働き方改革とい

うのは難しいなということで、残念ながら効果的に進んでいるとは言えない状況かなというふうに思います。

80時間以上の残業をされている先生方も、令和5年度、この10月まででももう9名いるということなんですけれども、令和3年度、令和4年度をずっと比較してみますと、令和3年度が6名、4年度で12名、5年度で9名と、もうこの時点で9名ということですし、平均労働時間を見ても年々時間数が長まっているというところでもあります。3年度で37.1時間、4年度で38.5時間、そして令和5年度この10月までで41.3時間というふうな長期労働というふうなところかなと思います。

働き方改革、なかなか進んでいないわけなんですけれども、なぜこれ進んでいないのか、教育長、分析されておりますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）先ほどお答えさせていただいたとおり、少し増えている状況でございます。

そのような状況について、現時点では、一点目、新型コロナウイルス収束後、コロナを契機に行事の精選、見直しを行っているんですけれども、その収束、2類から5類に移行したということを受けて、コロナ前の教育活動が再開してきてございます。

その再開にあたっては、今までと同じことをするのではなくて、少しやっばり変えていくということも考えながらやっていく、そういった負担、計画する段階での負担というのがあるのではないかというのが一点目です。

二点目については、若手教員の増加というのが考えられます。どうしても、採用になって教師になって授業をするとなれば、かなりの時間が準備にかかります。また、準備をしないと授業というのはできません。新たな教育も取り入れていかなければなりません。

ちなみに、令和3年度でいうと、新規採用教職員は21名あります。令和4年度については36名あります。令和5年度、本年度についても26名、この3年間だけ考えてもかなりの若手教員が入ってきております。そういったことが要因の一つにもなっているのではないかと分析はしております。

また、三点目として、学習指導要領が変わりまして、小学校で授業時数が増加しております。特に3年生以上が増加しているわけなんですけれども、1年生でいうと、月曜から金曜までを考えて6時間と考えたら、全て埋めたら週30コマ授業がありますが、1年生でいうと25コマの授業になります。2年生では26コマの授業になります。3年生では以前は27コマでしたが、変わって28コマに増えていきます。4年生、5年生、6年生は以前は28コマでしたが、学習指導要領が変わって29コマというような時間になっています。

専科の教員も入れているというのもあるんですけれども、担任を持つとなれば、その間は授業しなければなりません。授業が終わってからの準備となります。そういったところで、勤務時間を超えての労働というのが増えている部分があるかなと思います。

四点目としては、新しい教育内容が入ってきています。もうご存じのことと思いますが、小学校英語、プログラミング、消費者教育、そういったこと、ICTももちろんそうですけれども、そういったことが入ってきているということも挙げられます。それとまた、社会からのニーズを受けての取組もしていかなければならない部分もあるかと思えます。

こういったこともあり、スクラップしてビルドしていくという考え方は学校には持っているんですけれども、スクラップではなくて、プラス、プラスというような傾向があるということも要因になっているかなと、そんなふ

うに考えます。

それと、五点目としまして、教員自身の意識というのものもあるかなと思います。これは私も勤めていて感じるんですが、先生方は少し余裕できたら次に何か子どもたちのためにと考える先生は多いです。そういったあたりのことも関係しているかなと。

少し長くなりましたが、要因ということで挙げさせていただきます。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。辻本議員の質問もありますので、もう早めに働き方改革は終わりたいと思います。

そんなことで先生の残業が増えますと、先生の健康面での心配も出てきます。また、教育への影響ということで、児童生徒への影響もやっぱり出てくると思います。そしてまた、今、教育長おっしゃられましたように、人材の獲得への影響ということでも出てくるかと思えます。

そんな中でなんですけれども、ワーク・ライフ・バランスということの実現に向けて、休暇制度とかというのもなくはない制度だと思います。本市教員におきまして、年次有給休暇をはじめとして様々な休暇制度がありますけれども、実際に取得できる環境にあるのか、その点についてお伺いします。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）特に考えていかなければならないのは年次有給休暇の取得かなと、そんなふうに考えます。なかなか児童生徒が学校へ来る期間、担任を持っているとなかなか休みづらいというところもあるのは現実です。そこで、長期休業のときにはできる限り休みを取りやすい環境というのは考えていかなければなりません。

そこで、先ほど壇上からの答弁もさせていただきましたが、閉庁日等を設定したりとい

うことにも取り組んでございます。できる限り、学校ではそういった配慮をしながら取り組めるように、校長等をお願いをしているところです。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）職員の健康維持対策ということですが、十分考えられていると思いますけれども、主にメンタル面の不調に伴い、休職、病気休暇等を取得している職員さんは何人ぐらいおられるんでしょう。

ちょっと準備されていないということですので、そうしたら、働き方改革いろいろ取組をされていると思いますけれども、総じて教育長の答弁を聞いていますと、やはり若手の先生も多いということも含めて、授業の準備等に非常に時間がかかるというふうな答弁であったかなと思います。

そんな中で残業時間が減らない、もしくは年々増えているというような状況とということの中で、やはり働き方改革、やっぱり真剣に取り組んでいかなければ、先生方の健康また命に関わる過労死ラインを超えている先生はもう今年9名おられます。そういう中で、やはりしっかりと今後も取り組んでいただきたいということの中で、働き方改革についてはこの程度にとどめたいと思います。

以上です。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目2、いじめ問題に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（今田 実君）登壇〕

○教育長（今田 実君）いじめ問題についてお答えします。

まず、一点目の、橋本市の過去10年間のいじめ件数の推移についてですが、小学校については、平成25年度のいじめ認知件数は255件でした。平成26年度は138件と減少しましたが、その後は年々増加し、平成30年度は1,017

件の認知件数となっています。その後はやや減少しながら、昨年度の認知件数は885件でした。

中学校については、平成25年度のいじめ認知件数は41件、それ以降は年によって増減がありますが、概ね16件から30件程度の認知件数となっています。

小学校の認知件数が平成25年度以降、平成30年度にかけて増加していますが、これは子どもの行動が大きく変容したというわけではありません。その要因としては、平成25年度途中からいじめの定義が変わったことに加え、いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こり得るという認識のもと、ささいな出来事であっても被害を受けた側が苦痛を感じた場合は全ていじめであるとして積極的に認知し、その解消にあたることが重要であるとの考えが広がったことが挙げられます。

議員ご指摘のとおり、事象の軽重に関わらず、子どもが悲しい思いやつらい思いをすれば積極的にいじめとして認知しており、この傾向は和歌山県、全国ともに同じ状況です。

二点目の、橋本市及び橋本市教育委員会、学校における令和5年度の小・中学校のいじめ防止対策についてですが、本市のいじめ防止対策は、いじめ防止対策推進法に基づく橋本市いじめ防止基本方針、和歌山県教育委員会が作成したいじめ問題対応マニュアル、いじめ問題対応ハンドブック、各校で策定しているいじめ防止基本方針にのっとり、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組むよう学校に指導しています。

いじめの未然防止については、道徳教育、人権教育、情報モラル教育などの充実を図り、いじめが絶対に許されない行為であるとの理解に向けて、教育活動全体を通じて指導を行っています。また、ボランティア活動や異年

齢集団での活動等を通じて、他者を思いやる心を培い、よりよい人間関係を構築できるよう努めています。

早期発見については、いじめアンケートを年3回以上実施し、速やかに複数の教員でその内容を確認し、少しでもいじめに関係すると思われる内容が見いだされたときには管理職等へ報告することとしています。併せて、定期的な児童生徒との個別面談や個人ノート等を通じて、早期発見に努めています。

また、児童生徒から相談や訴えがあった場合や教員間で気になる状況を見聞きした場合には、個々の教員レベルで判断するのではなく、いじめ対策委員会等の複数の教員が組織的に関わって、早期対応につなげていきます。

早期対応については、早期に適切な対応が取れるよう、各学校において定期的に研修を行っています。いじめを認知した場合は組織的に対応することとしており、複数の教員で被害、加害、関係する児童生徒を個別に同時進行で聞き取りを行い、その全体像を把握するように指導しています。その後、保護者とも連携を図りながら、被害児童生徒の安全を最優先とし、当該児童生徒に対する指導を行うよう教員に指導しています。また、状況によっては、教育委員会、青少年センター、教育相談センターや警察等の関係機関とも連携を図りながら対応を行っています。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君、再質問ありますか。

14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）答弁ありがとうございます。詳しい説明ありがとうございました。

答弁、詳しく細かい点も説明いただいたんですけども、総じていいと思いますと、全国的に積極的な認知に努めているというところだと思います。そんな中で橋本市は、毎年約1,000

件ぐらいの認知件数があるということなんですけども、1,000件ぐらいの認知件数が4年、5年続いているということです。

ほかの都道府県とか自治体、比較になって比較にならないと思いますけども、全国最多の山形県、これ高校も含めてですけども、認知件数、千人当たりで118件です。それがこの橋本市、令和4年で千人当たりの認知件数が228件、また、令和3年度でも256件と、全国最多の山形県の倍の認知件数が上がっております。

これは、一つはやはり先生方がしっかりといじめを認知していただいているという努力のたまものであるというふうに思いますが、考えてみますと、せっかく学校の先生がしっかりと認知して、カウントして上げていただいているこの認知件数、4年も5年も変わらないということは、やはりいじめに対する取組というのに何らかの問題点があるんじゃないかというふうに思います。

いずれにしても深刻な状況です。普通に考えれば、これ非常事態じゃないですか。4,000人の橋本市内の子どものうち1,000人がいじめに遭っています。ということは、1,000人ぐらいの子どもが加害児童となっておるわけですよ。そこへまた傍観者の方が、4,000人のうち2,000人を引きますと2,000人います。だいたい傍観者の8割がいじめを知っている、傍観しているというふうに言われております。この被害児童、加害児童、傍観されている児童、全ての子どもに将来にわたって健康への影響があるというふうに言われております。

この状況を非常事態というふうに私は思いますけども、今までどおりの対策でよしとするのか、教育長、どのようにお考えですか。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）ただ今の質問にお答えします。

いじめの件数というのは、本当にいじめの件数の数字だけではなくて、ないというのが一番それはいいというのは、それは私も思うところです。そして、学校では日々多くの子どもたちがいろんな活動で関わり合いながら生活をしています。特に、小さければ小さいほど、その関わりの中での関わり方というのが、まだ十分発達していなくて、いろんな関わり方で、少し嫌な思いをしたというようなことも含めてこの件数に入れて取り組んでおり、それを聞いたときに、その子どもたち、そして、今指摘いただいている周りの子どもたちも含めて、そのことをどう解決していくか、どう捉えるか、そうしたら、こういう状況だったらどうしたらいいのかということを考えていっていきつつ学校では取り組んでいます。そういったことを地道にやっていくことが大事なことであります。

年齢でいうと、やっぱり低学年のところがすごく多くて、そこからやっぱり少なくなっていっている傾向がありますので、低学年のうちにそういったことをしっかり考えていくということをしていく、それが大切なことだと思って、今取り組んでいるところです。

これが十分浸透し、なくなっていくことをめざしながら、地道に取り組んでいきたいと、そんなふうに考えているところです。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）地道に取り組んでいくのもいいんですけども、4,000人のうち1,000人がいじめに遭うとんですよ。25%。異常事態じゃないんですか。

ちなみに、一番先進的と言われている寝屋川市は1万5,000人のうち157人でしたか、それぐらいの人数のいじめ件数が認知されたときに、次の一手、次の一手を打っているんです。4,000人のうち1,000人。この小さいまち

で、子どもが4,000人しかいないのに、1,000人の子どもの涙を流している、または歯を食いしばっている。この状況を見て、教育長、何も思えへんのかなと私は思うんです。

そしてまた、低学年のときにそういうことを経験してという話がありましたけども、低学年であればいじめの被害が軽いかということではないと思います。

例えば、仙台市、母親といじめを受けていた当時小学校2年生の長女が無理心中をしたという事件があります。また、相模原市、小学校3年生でいじめの重大事態、担任の発言否定にショックで自傷行為に転校、発生から報告書提出まで1年近くという案件もあります。

だから、低学年であれば軽い影響でとどまるとということでもないわけです。したがって、やはりいじめ対策、今のままでは駄目ではないんですか。

海外でもいじめに関してはエビデンスという視点に重きが置かれています。そういう意味で、海外のいじめの件数というのは非常に減っている国々が多いわけですけども、日本は反対に増えていると。橋本市も高止まりしている。25%以上の子どもが泣いているというふうな状況かなというふうに思います。

そういう中で、認知というところも含めて、未然防止についての問題もありますけども、いじめの発生後の対応なんですけども、先ほど教育長もおっしゃってくれましたけど、若い先生が多い、授業準備に時間がかかるというふうなお話でしたけども、先生方の今の労働条件を見ても、もう本当に多くの仕事を抱えて、多くの仕事の種類を抱えて、もうこれ以上抱えきれないという状況かなというふうに思います。その点、どういうふうにお考えですか。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）子どもと向き合う時間の確保が大事だと、もう先ほどのテーマに戻ってしまう部分もあるんですけども、働き方改革の中で、そういったことがよく言われます。

私自身が考える子どもと向き合う時間の確保というのは二つあって、一つは子どもを理解するという、一つは子どもと授業で勝負していくための準備をするということ、これが子どもと向き合う方法だと私自身は考えています。

そのうちの一つ目、子どもを理解すること、これが今言っている部分だと思うんですけども、先ほど認知件数が多いという話がありましたが、子どもをしっかりアンケート、また、子どもと話す中で状況を捉えて、子どもにしっかり返していく。そういった時間というのは私自身に必要な時間であり、その労働の時間の中の部分で、今、先生方が対応していただいているところのかなと、そんなふうに認識しております。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）教育長のおっしゃっていることはよう分かります。よう分かりますけども、今、先生の労働環境を考えてみた場合、いじめが発生すれば、それに必死で取り組んでくれています。でも、通常も学校は残業だらけの職場環境ですよ。現実、人手も足りない。

僕は信じられなかったんですけども、タイムカードを設置できたのが最近やというところ。最近って本年度。考えられない労働環境かなというふうに思います。仕事量、仕事の種類もたくさんあります。これで向き合うのが、頑張ってくれている。これ以上どない向き合うんですか。

やっぱり、ただ先生方の経験則とかそういうことだけでは、これらの問題は解決しない

と思うんです。やっぱりもうちょっと科学的に、根拠、エビデンスに基づいた、そういう解決方法を取り入れるとか、新たな取組をするとかしないと、この4,000人の子どもの1,000人が減らない、ずっと悲しい思いもしたまま、先生方をこれ以上働かすんですか。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）いじめの数を減らしていく、つらい思いをしている子どもたち、そんな子どもたちを生み出さないというためには、やっぱり学校でのそれに向けた教育活動をしていくことというのは、これは一番欠かせないところでありますし、先ほど壇上での答弁をさせていただいた中では、道徳教育等、教育活動全体を通じてやるという、ざっくりしたような言い方で答弁させていただきましたが、日々学校では、例えば学級外の活動であったり、そして縦割り活動、体験を通じた活動を通して関係づくりをしたりというのは取り組んできておりますし、これも大事なことであります。

先ほど、エビデンスに基づいた何かしらのプログラムを取り入れてやっていくことというのは大事ではないかと。確かに、なくしていくためのプログラムというのを取り入れながらやっていっているということではできておりません。ですから、このところについては研究をしていかなければならないと思えますし、その研究というのを現場、そして私たち自身もすることによって指導していく、研修していくというのを取り組んでいかなければならないと、それは思います。

これをなくしていくためには先生方の指導力を上げていく、そこにやっぱりかけていくということは絶対必要不可欠だと、そんなふうに思っておるところです。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。

ちょっと視点を変えてお話しさせていただきますと、橋本市にもいじめ防止基本方針という方針があるかと思えます。その一節に教育相談体制の整備というのがあります。児童生徒や保護者の悩み、不安を十分に受け止め、迅速な対応につなげることができるよう、教育相談体制を整備することが重要であると。市は、市長への手紙、いじめ110番等、いじめに関する通報や相談を受け付けるための体制を整備しというふうに続けております。

そしてまた、市教育委員会は、教育相談センターによる教育相談、青少年センターによるいじめ電話相談や子どもメール相談等の相談窓口の周知に努めるとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、心理や福祉の専門家の学校への配置を促進するとしています。

ここでちょっとお聞きしたいんですけども、市はいじめ110番やいじめに関する通報や相談を受け付けるための体制を整備し、また、教育委員会はスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門家の配置を促進するというふうに、9年前につくったいじめ防止基本方針の一節にあります。この辺の今の状況はどうなっていますか。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）教育委員会としましては、教育相談センターに臨床心理士を配置し、そして、各学校においては全ての学校にスクールカウンセラーを配置しております。スクールソーシャルワーカーについては2名、2校にしか配置はできていませんが、これは県教育委員会の制度を通じての要望にこれからも取り組んで、できる限り充実させていきたいと、そんなふうに考えております。

そして、市のほうではとありますけれども、いろんなところからいじめ等の情報というのは入ってきます。そのことについてはしっか

り情報共有した中で、必要に応じて、例えばハートブリッジ等の職員と連携を図って解決に努めたりというような、そんな事案もあります。

そういったところで、しっかり教育と市長部局、関係するところの連携をしながら取り組んでいるというのが現状でございます。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）今、教育長に説明していただきましたけども、私はこの相談体制、いじめ110番、設置していませんよね。カウンセラー、スクールソーシャルワーカーの充実はあまりしていません。

もっとやっぱり、県に要望を出すとかそういうことじゃなくて、もっと必要に応じて体制整備をするという感覚が必要ではないのかなというふうに私は思います。

それと、教育長の話聞いていますと、その1,000人がずっと続いておる状況に至っても、今の体制、今のシステムで先生方の子どもに接する、そういう態度が一番重要やというふうにおっしゃいましたけども、今の仕組み、システム、私はもっと変える必要があると思うんです。

先生方は24時間しかないですよ。先生方は命がかかるとるんです。子どもの命もかかっておるんですよ。やっぱりスピーディーに対策を講じないと、子どもの命というのがやっぱり影響してくると。また、先生方も労働時間、本当に効果的に仕事をこなしていかないと、先生方の体にも影響してくるというふうに私は思います。

常に多忙感がある。常に場合によっては休職に至ってしまう場合もあるというふうなところが常について回るのではないかなというふうに思います。新たなシステムづくりが必要かなと私は思うんですけど、教育長は思いませんか。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）今のご質問ですけれども、二つの視点から取り組む必要があるかなと思いつつながら、その二つの視点についてお話しさせていただきますが、学校においては、いじめの状況があるかないかを認知するための方法として、子どもの観察をするということ、子どもと話をすること、そして、年3回以上のアンケートによっていろんな情報を集めるというようなこと、これは絶対に今後も続けていかなければならないことだと思いますし、それで出てきた件数については一つ一つ丁寧に対応していかないといけないというのは、これはもう絶対必要なことだと思います。

それと、あと行政的な部分での取組をどうするかというのが二つ目の視点かなと、そんなふうに思っております。いろんなところから頂いた情報については関係のところできっと共有しながら、そして、必要なところで協議をし、学校を支援していくという体制についても、これは今もやっていることですが、そこのところの充実というのは図っていきたくて、そんなふうに思っております。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）もう私はやっぱり、学校の先生はもういっぱいいっぱいかなというふうに思います。そこで出番はやっぱり教育委員会かなというふうに私は感じております。

現在、全国の都道府県、市町村の約4割が市長部局にいじめに関する部署、窓口を設けています。そういう時代なんですよ。そういう中で、その先駆けとなった寝屋川市、先ほど言いましたけど、そこの話を少しさせていただきますと、ここには危機管理部、危機管理室はありますけど、監察課という部署をつくりました。この寝屋川市、別に大きいいじめ案件があったわけではないんです。しか

しながら、やはりいじめをなくしたい、いじめをゼロにしたいというふうな強い思いで、めざして取り組んでおります。

2018年度で、いじめの認知件数は172件ありました。そこでも、やっぱりさらなる取組が必要かなというふうなことの中でこの監察課というのができているんですけども、例えば、教育長おっしゃってくれました、橋本市は年に3回のアンケートを取っています。いじめに関するアンケートを取っていますという説明も先日いただきましたけど、ここの寝屋川市は毎月子どもにチラシを配っています。

いじめに遭うたかなと感じたら、この手紙を返信してくださいと。チラシが封筒になるとるんです。近くの席から嫌なことをされた、嫌なあだ名で呼ばれた、こない感じたら、もう封筒で送ってくださいと。年に12回やるとるんです。そこまでやってでも、やっぱり地域の子どもを守っていく、そんな決意の表れかなというふうに思います。

監察課というのは、名前はちょっとなかなか名前かと思えますけども、全国の自治体の中では、いじめ相談対策課とかいろんな名前のそういう対策課が市長部局でもあります。もういじめは教育委員会、学校だけで取組を限定してするような状況ではないというのはもう紛れもない事実ですし、教育という形ではなく、人権という立場でもやっぱりしっかりと取り組んでいかなければいけない事案かなというふうに思います。

予防に注力するとともに、しっかりと事後対応を行っていく。寝屋川市はもう1か月以内にきっちりと、いじめの対処をしています。先生方が必死で毎日、授業の準備から部活の指導、いろんなことをされてもういっぱいいっぱいという中で、いじめがあったらいじめの対応もせんなん、保護者とも話しせんなん。そんな状況の中で、やはりもうこれ以上、

学校だけに任せておくのはやっぱり、教育委員会としてやっぱり何らかの手を講じらなアカンと思うんですけど、何回も同じこと言いますけど、どうですか。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）今、事例を紹介いただきましたが、私もこの事例については既に、どんな状況か、どんな取組をされているかということについては把握をしているところでございます。

年3回のアンケートということですが、最低3回、多いところでは毎月のようにしているところもあるということは、いま一度伝えさせていただきたいと思えます。

それと、一つ、子どもたちがそういったことを受けたときに、いつでもそのことを書いて出すようなシステムがありますよという話もいただきました。これは私たち教育委員会が主になってということではないんですけども、SOSミニレターというのがございます。子どもたちにそういったことは周知しており、まだそういったことで頂いた、いじめの件で頂いたというのは、私になってからということでは記憶はないんですけども、私が学校でいてるときには、そういったものがあるということについて子どもたちにお知らせしたということがあります。

程度はもう全然違うというのは、私は先ほどの南出議員のお話から理解はしているんですけども、そういった取組をしているということもお伝えさせていただきたいと思えます。

ただ、今、1,000件あるというところ、それがいいということは全く思ってございません。今、私たち、できることをしっかり連携しながら取り組んでいくということは、これからも取り組んでいきたいと、そんなふうに考えます。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）私、1,000件あることに對して問題があると言うとるんではございません。1,000件も先生方が見つけてくれとるのに、その対応、システム、体制をしっかりと取っていないというところに問題があるというふうに私はお話しさせていただいております。

最後になりますけども、もう一度、一点だけ確認をさせていただきたいと思ひます。

もうその教育的アプローチだけでは私は無理やと思ひます。やっぱり行政的なアプローチ、法的なアプローチ、しっかりと体制整備をしなければ、この1,000人の子ども、先ほど教育長もゼロが一番いいと言うてくれましたよね。本当の意味でのゼロになるように、やはりこの辺は役割分担もしながら体制をつくっていく。教育、行政、法的、いろんな役割分担をしながらそういう体制をつくっていくことについて、教育長はその辺はどのように考えておられるか、その点だけ確認させていただいて、今回の質問を終わりたいと思ひます。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）今回質問いただいて、私やっぱり今後考えていかないといけないなと思つたことは、今までのやり方というものも当然大事にしていかないといけないんですけども、新たな何かしらのプログラムを入れていくということについては、これもう研修していこうと、私自身も研究していこうと、そんなふうに思っています。

また、その体制についても、今の状況がベストであるとは、それは思つてございません。いろんなところの事例を今後も見ながら、うちにとって取り入れて実際に実践していきやすい、一つ目の項目とも関係しますが、先生にとってプラスになるようなことにもつながる、子どもにとつても先生にとつてもつなが

る、そういった形に持っていけるようなことについては研究していきたいと、そんなふうには思つております。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。研究はしていつてほしいんですけども、早く実践につながるようお願いしたいと思ひます。

本当に先生方、そして、教育委員会の方々、みんなほんまに働き過ぎるほど働いていると思ひます。やっぱり、それに報いれる結果というのが大事かなと。子どもにとってやっぱり、ああ、この学校におつてよかつたな。通えてよかつたなと思えるような学校づくりのために、今後ともご尽力をよろしくお願ひいたします。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君の一般質問は終わりました。

この際、11時10分まで休憩いたします。

（午前10時58分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従ひ、一般質問を行います。

順番8、15番 辻本君。

〔15番（辻本 勉君）登壇〕

○15番（辻本 勉君）それでは、議長のお許しを頂きましたので、一般質問を行います。

ちょっと私ごとなんですけども、9月末頃に橋本市民病院に入院しまして、これは口腔外科でしたので、ちょっと歯の中を手術したり歯を抜いたりして、ちょっとしゃべりにくいんですけども、現在まだ治療中でございます。すみません、ご容赦ください。

それと、先日、鳴門の渦潮観光ツアーというのに行つてきまして、これはある文化センターの交流事業で、バス2台で行つたんです

けども、たまたま私、その文化センターの運営委員をやっていますので、最後にあいさつをせいということやったのでさせてもらったので、市民病院のPRをやっておきました。

みんなに市民病院を、橋本市周辺には結構大きな病院があるんですけども、例を挙げて、奈良の奈良県立医科大学附属病院とか近畿大学病院、国立病院機構和歌山病院、和歌山市内の病院、橋本市では紀和病院、和歌山県立医科大学附属病院紀北分院とか、大きいところの名前を挙げさせていただいた中で、橋本市民病院をぜひ利用してくださいと。近くの市民病院を。

お医者さんも四十四、五名から63名か64名に増えているし、技術も大変良いという宣伝もしまして、特に私、その前に口腔外科で手術をやっていますので、口腔外科の宣伝も中心にやっておきました。

ほんで、術後のフォローといいますか、夜勤の看護師、大変な中で大変親切にやっていただきましたので、その辺も含めて、市民の皆さん、ぜひとも市民病院を選択してくださいということで言うておきましたので。

それでは、一般質問に入ります。今回は二点になります。

一点目は、紀の川橋本サマーボールについてということで、これは以前からもう気になっておったので、今回させていただきます。

二点目は、うちの14番議員とも若干ダブっているんですけども、本市の小・中学校の教職員の勤務実態と働き方改革についてということでやりたいと思います。

まず、一点目の、紀の川橋本サマーボールですけども、本年度は4年ぶりに開催されたということで、2023は来場者数が、主催者発表だと思うんですけど、私の耳に入ってきているのは約6万人を数えたということ聞いています。それで、盛況のうちに無事に終え

ることができました。

私も夕方から、補導委員会の関係もありましたので、早めに行って、4時過ぎぐらいからもう行って、最終、花火が終わった後、もう1時間ほど残っておって帰ってきたんですけども、大変な人でした。

そんな中で、盛況だったんですけども、反省すべき点というの結構あったのではないかなと憶測をいたします。

私も帰り、ちょうど友達のうちが紀陽団地にありますので、そこへ車を止めさせていただいて帰ってきたんですけども、紀陽団地から国道のところへ出るまでにすごい渋滞で出れなかったんです、河南道路のほうに。中から出るのに。それで、出てからでも結構かかりましたから、そういう交通渋滞も含めて、かなり反省点があるのかなと思っておりますので、次のことについてお尋ねしたいと思います。

本年度の総括についてでありますけれども、これはもう実行委員会第1回、多分もうやられと思うので、その中でも反省点が出てきていると思うので、総括をここで報告をいただきたいなと思います。

二点目は、次年度、来年度からの開催日時。今年は9月に開催されたということであるんですけども、もともとは8月の第1週か第2週ということで決まっておったのではないかなと思うんですけども、今年は9月の第2週にありました。

次年度からの開催日時と、場所についても、以前から私も思っていることがありますので、これについてもちょっと、もう方向が決まっているようであればお伺いしたいなと思っております。

二点目は、本市の小・中学校教職員の勤務実態と働き方改革についてであります。

これは以前も一般質問において、M元議員

から教職員の過重労働についてという、関連して、小・中学校の教員の勤務実態についての質問がありました。

今般、教員の成り手不足が問題となり、中央教育審議会は教員を取り巻く環境について、我が国の未来を左右しかねない危機的な状況にあるということを指摘して、教員の働き方改革の推進策に関する緊急提言をまとめられました。これは文部科学大臣に答申を出しています。

国は業務の適正化、働き方改革の実効性の向上、持続可能な勤務環境の整備の3項目を中心に順次答申をまとめる方針ですが、これはなかなか時間のかかることなんですけども、このことを受けて現役の教員からは、補助金等がつく部分についてはありがたいという話もあるんですけども、基本的には希望が持てるようなものではないと評して批判をしています。

以上のことから、本市の教職員の勤務実態について、現状把握と改革をどのように進められるのかをお尋ねしたいと思います。

1項目め。現状の勤務実態について。出退勤時間の把握、時間外労働、隠れ残業も含めて、この辺の把握をどうしておるのかということと、二つ目、学校以外が担う業務、必ずしも教員が担う必要のない業務、教員の業務だが負担軽減可能な業務、この辺の分類がされておるのか、徹底されておるのか、この辺についてお尋ねいたします。

続いて、三つ目ですけども、以前からかなり問題になっておるんですけども、学校部活動の地域連携、地域移行について、特に中学校におけるクラブ活動の外部委託について、どのように進んでおるのか、お尋ねしたい。

四つ目、正規教員と講師ほかの実態について。最近、市もそうですけども、会計年度任用職員、市の場合はかなり増えておるんです

けども、教職員の間でも講師の先生がかなり増えておるので、教員不足と言いながら講師が増えておるといふこの実態、本市の実態はどうなっておるのかということについて、お尋ねをしたいと思います。

以上、壇上からでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君の質問項目1、紀の川橋本サマーボールに対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（北岡慶久君）登壇〕

○経済推進部長（北岡慶久君）紀の川橋本サマーボールについてお答えします。

まず、一点目の、本年度の総括について。紀の川橋本サマーボールは新型コロナウイルス感染症の影響もあり4年ぶりの開催となりましたが、皆さま方のご支援ご協力もあって、大きなトラブルもなく盛況裏に終えることができました。

紀の川橋本サマーボールを開催するにあたり、市民の皆さまや企業様に協賛金へのご協力をお願いしたところですが、物価高騰などもある中、前回より多く協賛金にご協力いただき、改めて皆さま方のご支援ご協力に深く感謝している次第です。

また、来場者の体調不良などに備え、会場に医師及び看護師を派遣いただいておりますが、今回、市民病院及び市消防本部の協力だけでなく、バイカル民間救急から協力の申出があり、前回以上に救護体制を充実することができました。イベントスタッフとして協力いただける方を募集したところ、市民の方から17名、市職員から延べ173名の参加がありました。

このように、多くの方々を支えられ開催させていただいた紀の川橋本サマーボールですが、終了後には市に、「開催してくれてありがとう」「とても楽しかった」「花火がきれいだ

った」「来年も開催してほしい」という声が届いています。

一方で、「トイレの数が足りなかった」や「来場者の数に比べて出店者の数が少ない」という意見が届いており、11月27日に開催された紀の川橋本サマーボール実行委員会においては、来場者の集中により通信回線等が一時混線し、会場内で携帯電話や無線の使用ができなかったことや、近隣で多くの迷惑駐車があったことなどの意見がありました。

これらの意見を踏まえ、来年度開催に向け、参加いただいた皆さまにより満足いただける祭りとなるよう、また、会場周辺地元関係者にできるだけ迷惑のかからないよう、引き続き協議を重ねながら、対応策を検討していきます。

次に、二点目の、次年度からの開催日時、場所等についてですが、まず、次年度の開催日時について、今年度の開催日は、紀の川橋本サマーボール実行委員会において、熱中症対策を考慮し9月と決定しましたが、来年度の日程は現在決定しておらず、改めて実行委員会に諮り、決定します。

次に、開催場所についてですが、平成23年まで向副緑地で開催されていた紀の川祭と、平成22年まで高野口紀の川河川敷で開催されていたカップまつりを一本化し、新たな市民まつりを開催することを目的として、平成23年12月に、商工業関係者、観光関係者、橋本市市区長連合会、市議会議員などで構成された橋本市民まつり検討委員会が発足されました。

本委員会から市へ、新たな祭りの開催場所は、会場の広さ、大雨による増水の危険性が比較的少ないなど、総合的に判断して南馬場緑地が望ましいとの答申があり、それを受け、正式に南馬場緑地を開催場所として決定していますので、来年度以降も引き続き南馬場緑地で開催したいと考えています。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君、再質問ありますか。

15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）ありがとうございます。

本年の総括ということでお答えいただいたんですけども、6万人で一応はいいんですね、人数としては。これ市内の方と市外の方との比率というのはだいたい分かるんですか。その辺の調査というのはしているのか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）今年度、初めての試みとして会場等でアンケートを取り組もうということも試みたんですが、なかなか、本当にスタッフがアンケートを取れる状況でもないぐらいたくさんの方が訪れて、アンケートも限られた数でしか取れませんでした。

結論として、議員のおただしの答えには、橋本市からどれぐらいの方、市外からどれぐらいの方ということの答えは持ち合わせておりません。しかしながら、JR、南海電鉄等の利用ということには聞かせていただいたんですが、4年前よりも千人単位で多くの来場者が本市サマーボールに来場されたというお話を頂きました。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）ありがとうございます。

今年終わったことについてはもうあまり言いたくないのであれなんですけども、関わった人数というのは若干報告いただいておりますけども、この辺、市の職員がどれぐらい、正規職員がどれぐらい、それと、勤務で出た職員の数とボランティアで出た職員の数との比率というかその人数と、一般ボランティアの数、それと警備体制、警備費用がかなりかかっていると思うんですけども、警備体制的に何人ぐらいの体制で警備をしたのかということ。

あと、いろいろ消防団も出ていただいております。

と思うんですけども、その辺のところの人数的なところをもう少し詳しくと、あと、多分、仮決算、まだ決算はできていないと思うんですけども、仮決算的な中で若干もう費用は出ていると思うんですけども、警備費が幾らぐらいで花火代がどれぐらい、トータル、全体でどれぐらいの決算になるのかという、決算予想でも結構ですが、その辺を少しお教え願いたいと思うんですけども。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）まず、イベントスタッフとして公募をさせていただいた市民のボランティアの方が17名です。市職員から173名ですが、こちらについては、正規職員、それから経済推進部においては会計年度任用職員も含めた応援体制ということで、大半の職員が代休等を取っていただきながらスタッフとして働いていただいたということになります。

ただ、今回初めての試みになったんですが、今日議場にも出席している部長らに協力をお願いして、本部で、何かあったときには応援をとということで、救護等、救急車が入ってくる時等の緊急的な応援も含めて対応をさせていただいたというところです。

あと、警備員の件ですが、警備員は全部で126名の方を配置しました。その費用については428万2,415円であります。

あと、消防については後ほど消防長から。よろしいですか。

経費の件ですが、あと花火代としての支出は600万円でございます。

トータルの決算ですが、先ほど議員おただしのおり若干の微動があるんですが、令和5年度の決算としまして、収入の部で2,545万6,000円程度、それから、支出では2,321万4,000円程度となる見込みです。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）ありがとうございます。

花火費用については全然上がっていないような気がします。私もずっと交通の警備部門で行かせてもろったので決算見ていたんですけども、上がってないんですけど、やはり警備費用というのがかなりかかるのかなと思いますけども、2,300万円。市が1,300万円を出して行って、2,300万円。かなりの金額がかかっています。

それと、今年、僕も行っておって二点ほど気になったのが、救急体制を取っていただいていたのは分かるんですが、民間が出ていただいて、バイカル民間救急が来ていただいておったんですけども、救急車が入れなかった。僕もおったけど、なかなか入れなかったでしょう。今年は通路のところに観覧者がどんと入っておって、あれをのけてもらうのに大分手間取っていましたね。

そやから、やはり中での救急体制をちゃんと取るんやったら、救急車もちゃんと速やかに入れる、何かあったときにその人らが救急で乗って行けるような体制はもっときちっと取っておかんと、今年は大分暇が要ったと思う。Uターンするのにも暇が要って、それでのけてもろてやっていたけども、みんな頑張ってくれとったけども、全然スムーズではなかったの、その辺だけは気をつけてほしいなど。

もう一点、かなり会場まで遠いのであれですけども、遠い会場まで行って、帰ってきて、伊都振興局から駅までバスが出ていたと思う、送迎バス。最終が9時ということがあったんですけども、人が多くて、やはりどうしても歩いてくるので遅れてくるというのか、最終便に乗れなかった人が結構いた。その人が駅まで歩いとる。

この辺はちょっと、どないかもう臨機応変に対応してやらんと、せんぞ歩いてきて、か

なり遠いですよ、あれは。あそこまで、振興局から会場まで。歩いてきてバスに乗ろうと思ったら、もうバスは打切りやというようなことになってしまったら、そこからまた駅まで歩かないかん。

これ、ちょっと年配の方とか小さい子どもになったら大変でしょう。その道中でどくなるか分からんし、しんどなる場合もあるし、その辺も含めていくと、もう少しその辺の体制をきちっとしてやらんとあかんのかなと思います。

本年度の件についてはその程度でいいんですが、2番目の、次年度からの開催についてでありますけれども、ここで一つ聞きたいのは、市長は前から観光の目玉という話をされておったと思うんです。3年間コロナで開催してなくて、今年4年ぶりに、元の南馬場グラウンドで開催するとなったときに、もう少し何というか、見直し、場所とか日時等も含めて、もう少し市民のもっと声を聞けるような状況にして、一遍検討をする時間があつたんちゃうかなと。

市長はもう早くから、当初予算は取ってなかったでしょう。ということはあれやけども、市長がもうゴーサイン出してやると決まったときには、どういうふうな形ですのか、市民の声をもう一遍聞いて、もう向こうでも何年かやっているから、一遍ここでもうちょっと一旦休憩、休憩せんでもええけども、立ち止まって検討するという機会があつてもよかったのではないかなと。

ほんで、どういうふうな主催者というか決まったのかなというあれもあるんです。みらい橋本会に決まるとるけども。そやからこの辺が、本来、市が中心でやるのか、どこかに委託するのか。昔は商工会議所の青年部がやっていたけど、もうその辺をやっぱりきちっとしたことをやっていかんと、一団体が手を

挙げたらここに決まっとんやけど、今後ほんならどないするんやと。ここにいつまでもやってもらうんですかと。ここはただ単なる任意団体であれば、どこか、誰かが、言えばグループをこしらえて、そういう団体をこしらえて手を挙げたときには、ほんならどないするんやということもあると思うんよ。

ほんで、このみらい橋本会ホームページを見させてもろたら、代表者、親族2人がおつて、あとは市の職員ばっかし名前が連なるとるんよな。ほんで、市内の普通の一般民間人の名前なんかはほとんどあれへん。

こんなんでもこの祭りやってもらってええんかなという僕は気がするんです。これ問題が起る可能性も大いにあるので、今後やっぱし、やってもらうのであれば、それなりの審査というのかをきちっとした中でやもらえるようにしとかんと、何か個人的な感じでやられとるような雰囲気があるので、その辺はちょっと注意してほしいなと思うんです。そこについてはどうですか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）体制的なご質問ということで、お答えさせていただきます。

まず、実行委員会組織ですが、大会長には市長になっていただいて、副大会長は市議会議長、それから区長連合会会長、商工会の会頭、幹事にJAの代表理事専務、それから高野口商工会の会長になっていただいています。

確かに、みらい橋本会で実行委員会の実行委員長、副実行委員長を担っていただいています。同じく副実行委員長として私、経済推進部長、それから、実行委員会の事務局はシティプロモーション課長が担って、財政的なところのお金の管理というのはきちっとさせていただきます。

部会として、交通安全警備部会にシティプロモーション課を部会長として、それから、

財政部会は区長連合会長に部会長をしていた
だいて、総務企画部会にはみらい橋本会を中
心になって、いろんな企画立案をいただい
ているということです。

紀の川橋本サマーボールの開催時について
もおただしがありました、やはりここ数年
本当に暑い時期が続いていて、特に熱中症対
策というのに非常に経費もかかり、気も遣う
というような状況でした。今回、実行委員会
の中で9月開催ということを決定させてい
だきましたが、熱中症による救急搬送とい
うのはございませんでしたので、一定の効果が
あったのではないかなと、そんなふうに思っ
ているところです。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）いろいろその辺も含め
て検討してください。

ちょっと視点を変えてというか、僕も長い
ことやっているの、紀の川祭のときのやめ
るときのいきさつというか、ほんで、この紀
の川橋本サマーボールをやるいきさつとい
うか、そういうのもいろいろ流れは分かっ
ているのであれなんです、これ以前、実行委員
会は、紀の川祭とカップまつりをやめるとい
うことで、その後、新たな祭りをどうするな
んということ、橋本市における市民のため
の祭りの在り方についてということで検討委
員会をこしらえられて、木下市長に答申を出
しているはずなんです、ということは、市民
のための祭り、市民まつりという、この検
討委員会の仮称も仮称になっていたけど、こ
れは本ちゃんになつとると思うけど、当初は
仮称になっていたんですけども、橋本市民ま
つり検討委員会になつとるんよな。

だから、橋本市は、紀の川橋本サマーボー
ルは橋本市の市民まつりという位置づけにし
とるか観光の目玉という位置づけにしとる
んかで、それによって考え方が大きく変わっ

てくると僕は思うんよ。その辺、実際のとこ
ろどない考えとるのか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）確かに、平成
24年10月の29日に（仮称）橋本市民まつり検
討委員会というところから市長宛てに答申が
出されています。そのときには市民まつり
ということでの答申を頂いたわけですが、現在
の紀の川橋本サマーボールということにつ
いては、やはり観光の大きな事業の一つの位置
づけとして取り組んでいます。

ただ、背景にあるのは、やはり市民の方が
いろんな形でご協力も頂き、企業にも協力を
頂いているということ言えば、市民のため
の祭りであるということについては認識は間
違ってないというふうに思っています。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）観光の目玉と言うので
あれば、あそこの学文路のグラウンドのとこ
ろは観光の目玉になるのかと。花火は若干、
それはよそから来ていただいて目玉になるん
やけど、観光の目玉というたら、私は南海電
鉄、JRの駅がある橋本駅前が橋本の観光の
僕、目玉やと思うんよ。拠点やと思う。そう
でしょう。駅前に降りたら観光地図があつて、
観光案内所があるわけやん。そうでしょう。

そやから、橋本市にはいろんなところある
よ。いろんなところがあるけども、まずは橋
本市は橋本駅へ来てもらって、そこから、あ、
恋野には、この間はあかなんだけど、恋人
たちの聖地ができとるかも分からん、あつた
り、チューリップ畑があつたり、ほんで、く
にぎ広場がある。いろんなところがあるわけ
でしょう。

そこを、橋本駅前を中心にして僕は考えて
いくのが基本やと思うんです。そうしたら、
開発をやめてしもうて駅前はやっと寂れて
いますけども、駅前活性化等も含めていった

ら、僕は橋本駅で全部集約して、そこから、やっぱし昔の向副グラウンドで市民まつりをやってもらうのが一番、橋本市の観光の目玉としても僕はええと思う。

そやから、いろんなクリアせんなん部分はあるけど、あの駅前周辺から向副広場に向かっての交通といいますかルートについても、古佐田橋本線が整備されました。国道24号、歩道もいい歩道がついて、なっています。中のほうはもう寂れとるけども、人が歩くには何ら影響ない。邪魔になるものがないので中のほうも歩ける。駅前から降りていってもろたら、ちゃんと歩道が整備されとる。両側にも行ける。

ほんで、橋本の秋祭りですら駅前、そうでしょう、通行止めにするわけでしょう。ほな橋本市民の大きな祭りやったら、僕は十分、通行止めにしたら、いろんな店も出せるし、サマーボールでも会場には店あったけど、そこまで行くまでに店が1個もないと市民の方がたくさん言われていました。そうしたら、こっちやったら、そこまでも店を出せる。そういうこともできる。条件もあると思うんよ。

ほんで、警備も昔と違って道がよくなったので、結構、そない同じような警備費用でいけるのではないかなとは私は思うんやけど。

そやから、もっと明確に、向副でできへん理由をもっと市民に知らせてやるというか、そういうことをしていかなと、橋本駅前というか中心から東、御幸辻へ行くまで北方面の方というのは、結構、何で向こうへ行くんやという話が結構あるんよ。

みんな駅前まで行って、駅から歩いていったらええんちゃうかいと言う人がたくさんいてはります。隅田方面の人も、JRで行って駅前から歩いたらええんちゃうんかいと。ほんなら、一定の年配の方でも行けるとい判断をされとるんよ。その辺をもうちょっと。

ほんで、あかんやったらあかん理由をもっときちっとしたらんと。そうでしょう。

ほなもう、言やあ、ある程度の年代の人はもう切捨てみたいなもんや。全然祭りに関心がないわけや。北のほうの人でもそう。若い人は若干あるけども、もう一定の年齢の人たちはそんなサマーボールなんか何の関心も持ってない。そうでしょう。

ほんで、行きたくても、駅前周辺とかうちのほうからでも行きたくても行かれない。かなり距離歩いて、伊都振興局まで行って車を止めといても、歩いて結構、そら歩いて20分と書いとるけど、20分でよう歩かん。そうでしょう。その辺も含めてもっと検討してあげる要素があるのではないかなと思うんです。

ほんで、何とかな、もともと議会としても、そんな大きな祭り、大きなお金を使ってそういう祭りをせんと、みんなで小さいというか、みんなで身の丈に合った祭りをしようよと、市民の祭りを手作りでみんなでやろうということで、視察も行ったり、向こうから、よそから来てもらったりして勉強しとって、議会もそっちの方向へ向いておったわけや。そやけど、まあまあ市長のあれもあって、向こうでやるんで、それは協力しているけどや。

そやから、こっちでできひんのやったら、できひん理由をやっぱりきちっと明確にしたってほしい。できることならやったってほしい。そやから、同じとこでばっかりせんでも、こっちでたまに、何年に1回でもこっちでやったらうよと。そうでしょう。やってみるとい価値は僕はあると思うんやけど。やってあげる価値が。その辺どうですか。

○議長（森下伸吾君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）辻本議員の質問にお答えします。

当初、紀の川祭とカップまつりを一緒にやって、そして答申を頂いて、高野口の人からも来れる。橋本市民の人もそこまで行ってもらう、そういうことで議会も賛成、私いてなかったのによく分らんのですが、そういうふうな答申の結果を出していただいたということになります。

紀の川橋本サマーボール前になったら私のところも何で向副グラウンドでやれへんのかというような質問は頂きます。ただ、やはり、一旦決めたことをどう維持していくのかということも考えていかないと駄目ですし、僕は向副でやれば紀の川祭の復活になってしまう。それから、カップまつり。高野口の人からも、私、市長になったときは言われました。何でカップまつりなくしたんやという話も頂いています。

だから、そういうようなことをまず、やはり決めたことに対してどういうふうに対応していくかということも、私の判断としてはしていかなあかんのです。向副でやった、じゃ、それに反対する人たちは僕への批判は必ず来るんです。

でも、それを議員の人たちが、じゃ、受けてくれるかということと受けてくれないわけです。全部私に対応せなあかん。これも、政治している中で、100%の市民の人が納得してもらえないようなものはないわけなので、ある程度の市長としての判断も必要になってくるということ。

そして、観光という目玉と僕は話をしました。でも、やはり今の時代、交流人口をどう増やしていくか。橋本市へ一遍来てもらうというようなことを考えると、やっぱり向副よりも南馬場のほうがいいのかなというのと、もう一つは警備費がやっぱり、向副へ持ってくると、かなり、国道、便利になりましたけど国道を全部ロープを張って、横断歩道ごと

に警備員を立てて、橋を渡るところにも警備員を立ててとなると、これ恐らく今以上のお金がかかると思いますし、非常に難しいなどは思います。

今の1,300万円ではひよっとしたら足らんようになるか分かりませんし、そういう中で、じゃ、橋本が観光の目玉かかというのと、駅前が目玉かかというのと、今は残念ながらそういう環境にはないと思っていて、これから国土交通省と協議して立地適正化計画を立てて、もう一回、橋本駅前を今開発していこうと。1月に国土交通省の都市局から来てもらって、駅前の再開発についてご意見を頂いた上で、今、進めていこうとは思っています。

やはり、じゃ、市民の祭りなのに市民の人が来られへんというのは、非常に私の中にも引っかかっている部分はあるんですけども、そこはもう、一方で交流人口を増やしていきたい、一方でより安全に花火を上げたい。

あそこで花火を上げますと今の1尺玉も上げられますけど、向副へ行くと、やはり周りが家ばかりなので花火の規模をかなり小さくしないといけない。そういうふうな、花火を楽しみにしている人にとっては、それはまた、何でそんなつまらん花火を上げるんやという議論。

今回の企業協賛金でも、ええ花火を上げてくれよということで企業協賛金が増えたとも聞いていますし、いろんな議論があるのは承知していますが、やはり一度行ったあそこということで、答申も頂いた中でやっていることでもありますし、もういろんなご意見はあるのは分かっていますが、そこについてはもう批判は1人で受けたらええと思っておりますので、これからどうしていくのかということも、一旦、実行委員会の中で協議をしてもらったらいいいのかなというふうには思います。

ただ、場所を変えていくというのは、じゃ、

あそこでやった場合、じゃ、カップまつり、高野口の祭りも復活させるんかという議論になったときに、ちょっと困るところもあるかなとは思っています。

私の考え方は、交流人口を増やす、より安全に、よりいい花火を上げていきたいというふうに思いますし、今回、外国人の方も非常に多かったですし、車椅子で来ていただいた方も非常に多かった。今までにないサマーボールになったのかなというふうには思っています。

ただ、先ほども申しましたように、一旦、市議会も商工会議所もここにしなさいという答申を頂いた以上、そこは、まず、高野口からもうあそこでやらんでよというご意見が頂けるのであれば紀の川祭の復活ということは可能かなとは思いますが、今のところは、行った、そこは守っていききたいなというふうに思っていますし、先ほどのみらい橋本会の話、これも商工会議所が完全に手を放してしまって、一旦どこもすることがなかった関係で、経験のあるみらい橋本会にお願いしたということ、ここが手を引いてしまったら、じゃ、もう本当に民間委託をするという方向にはなっていくのかなというふうには思っています。

しっかりと会計の管理もしますし、大きな問題は起こらないようにしていますので、そこについてはご理解いただきたいと思えます。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）市長答弁いただいて、もう市長の考えは、僕も以前から機会あるごとに市長と話をして、こっちでできへんのかいということを言わせてもろとるんで、市長僕の考え方は分かってくれとると思うんですけども、そやけど、一旦やったからやめられへんというのは、それは僕はおかしいと思うんです。

一旦やって、何年もやって、それを見直して、ええんかどうかを見直して、よかったらそのまま続けたらええし、不備な点があったら新しいものに変えていく。そうでないと僕は何も進歩せえへんと思うんです。一旦やったからそれを継続していくというのは、いつまでも継続するという考え方でおっつては、橋本市なんか発展しませんよ。その辺はやっぱりもうちょっと考えてもらわんと。

それと、高野口のことを気にしはる。僕は、木下前市長はやっぱり合併した当時があったので、高野口のカップまつりもあるから、そういうことで大分気にしてはった。

そやけども、もう合併して何年たつんですか。橋本市は一つの橋本市でしょう。そんな、高野口町に気を遣う、高野口が反対する、そんなことを気にしとったら何もできへんでしょう。橋本市として何をどないするんなど、どない考えているんなどということは、やっぱり市長がリーダーシップを取ってやってもらわんと、我々はついて行かれへん。ほな、こっちの言うことあるんで気にしとったら、気にしとるさかいできへんと言われても困る、それは。

そやから、やっぱり、見直しをするべきときはしたらいいと思うんです。そうでしょう。一旦やったからやめられへんて、それはちょっといかなものかなと思えます。

○議長（森下伸吾君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）辻本議員の質問にお答えします。

だから、僕は今の場所が最適やと思っているんです。これから、花火を上げたり安全面とか経費を抑えていくとか、これ恐らく6万人という発表をしたので、来年もっと警備費は上がります。花火代も、これはもう無理やり抑えてもらっているんで、そろそろ上げて

くれというような事業者の声もあるのも事実なので、そこについては、私はあの場所がいいなと思っています。

ただ、実行委員会で開催日時と場所が決まるので、その皆さんが、いや、向副へ戻すということであればということで、僕は自分の考え方の基本を今話ただけです。先ほども言いましたように、実行委員会でそう決まれば、そういう方向でいくしかない。

ただ、今心配しているのは、この紀の川橋本サマーボールもいつまでできるかなという思いもあります。だんだん中心にやってくれる人たちが減ってきているというのも事実で、ボランティアでも17人しか集まらなかったというような問題もありますし、そこについては、僕は、だから、改めて言いますが、あそこがベストな場所だと思っています。橋本駅前をもう少し、今度の立地適正化計画で変えていけて、そこが観光の目玉になるのであれば、またそれはそれで考えたらいいかと思いますけど、今の段階では私はあそこがベストやというふうに考えています。それで批判を受けるなら、いくらでも受けますから。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）市長、それを、最初からそれを言うていただいたら我々も理解をするというか、市長の考えが、市長はあそこがベストやと考えるおんやったら、それはそれでいいと思うんです。

我々は議員として、そのことについては尊重しながら、もう議会でも前も賛同しているのでそれはいいんですけども、我々としては現状を見ながら、やっぱりいろんなところに市民の声を聞いていいたら、それをやっぱり市長に届けるのが我々の役目なんです。そうでしょう。そやから、やっぱり言いたくないことでも言わんとしゃあないというか、言うていかなあかん、我々は。

そやから、市長、最初から、市長は高野口の話とかが出てきたので僕はこないして言わせてもろとるけど、最初から市長が、私はもう向副がベストやと言うてくれとったら、あ、そうですかと。ほかの人はこういうふうに思っていますけども、市長のご判断でいいん違いますかという話になるわけ。そうでしょう。

もう一つだけ最後に言うときますけども、1尺玉にこだわる必要は僕は何もないと思います。昔の紀の川祭の花火もそれなりに立派でした、本当に。もう今は全国的に1尺玉とか大きい花火が流行していますけども、普通の花火でもそれなりのよさは僕はあったと思うんです。

僕らもずっと行つとるけども、みんな、ええな、ええなと言うてくれました。ナイアガラ滝もあって。あの当時よりあの辺が全部整備されとるから危険性も、花火に関する危険性も私は少なくなっていると思います。昔は、あそこから私が出た時分には古い家があつた、あの辺軒並み並んでいました。崖、堤防もなかって、悪うて、古い家もいっぱいあつたから、そのときですらいけて、今は整備されとるから、そういう心配もないと思います。

市長はそういう考え方なので、それはそれで我々も尊重しなくてはならんのかなと思っていますので、この質問は終わります。

時間もありませんので、次の答弁を簡潔にお願いしたいなと思います。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目2、本市小中学校教職員の勤務実態と働き方改革に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（今田 実君）登壇〕

○教育長（今田 実君）本市小・中学校教職員の勤務実態と働き方改革についてお答えします。

まず、一点目の、現状の勤務実態について

ですが、これまでは、校務支援システムを活用して、教員自身が出勤時と退勤時にそれぞれの時刻を記録し、学校管理職がその状況を把握する形で行ってきましたが、本年度11月中旬からはICカードによる出退勤管理システムを導入し、教員の勤務状況の把握を始めたところです。

本市の教員の時間外労働の状況については、14番議員にお答えしたとおりで、一月当たりの平均時間外勤務時間は約41時間となっています。なお、持ち帰り仕事については、正確には把握できていません。

次に、二点目の、学校以外が担う業務、必ずしも教員が担う必要のない業務、教員の業務だが負担軽減可能な業務への対応についてですが、議員ご指摘のように、平成31年1月25日に出された中央教育審議会の答申の中で、基本的には学校以外が担うべき業務、学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務、教師の業務だが、負担軽減が可能な業務の三つの分類が提示され、学校、教員以外がその業務を担うことや業務そのものを廃止すること等が示されています。

本市ではその提示の全てについて移行しているわけではありませんが、14番議員にもお答えしたとおり、業務の外部移行等を進め、教員の働き方改革に取り組んでいるところです。

三点目の、学校部活動の地域連携、地域移行についてですが、本市においても、中学校の部活動は長年にわたり教員の熱心な指導のもと、学校の実態に応じて実施されてきました。本市を含め伊都地方1市3町では部活動方針を策定し、部活動の運営に関する基本的な指針を明示するとともに、週に2日以上の子休養日を設けることとしていますが、競技経験の少ない教員が指導せざるを得ない状況や勤務時間外に指導している状況が生じており、

中学校の教員にとって負担となっていることは否定できません。

また、生徒数減少により部活動の小規模化が進み、一部の競技種目では複数校が合同で活動しなければならない状況も生じています。

これらのことから、部活動の改革は極めて重要であると認識していますが、運営主体となる団体の存在や運営を担う人材や指導者の確保、当該団体の責任のもとでの安全確保、指導者への謝金等の管理運用、生徒や保護者の理解等、部活動の地域移行には多くの課題を解決する必要があります。

本年度、和歌山県教育委員会によって、部活動の地域移行に向けて、各種関係団体、学校関係者や市町村教育委員会の代表から構成される協議会が立ち上げられ、その中で意見交換や課題解決に向けた協議がなされており、今年度中に和歌山県の方向性が示されることとなっています。

本市としましては、この協議会の方向性と歩調を合わせるとともに、学校や地域、関係団体等とも情報を共有しながら、部活動の地域移行についての検討を進めていきたいと考えています。

最後に、四点目の、正規職員と講師の実態についてですが、12月4日現在で正規教員の人数は343名。そのうち34名が産休や育休等の理由で学校現場を離れており、実際に学校に勤務している正規教員の数は309名です。これに対して、産休を取得している1名を含め、常勤講師の人数は57名です。

また、これら以外に非常勤職員として市費の非常勤講師、特別支援教育支援員を41名配置しています。また、県費職員として非常勤講師を延べ51名、教員業務支援員を16名、学習指導員を1名、スクールカウンセラーを延べ19名、スクールソーシャルワーカーを2名、不登校児童生徒支援員を2名、訪問支援員を

3名配置しています。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君、再質問ありますか。

15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）ちょっと時間がなくなってきたので、簡単というか、要点だけいきたいと思います。

一つ目の現状の勤務実態についてということで、これはもう14番議員のほうに報告があって、いろいろやっていただいたんですけども、ここで一点だけ、ICカードは現在、12月に試験的に入って、来年、令和6年度から本格導入ということであるんですけども、これ大概ちょっと遅いなど。出先機関がもう早くから入っているの、ちょっと遅いなどという気もありますが、導入されても、これは表面的な管理だけなので、もう少しちょっとこれを基にちゃんとした管理体制というか、中身まできちっと把握してもらわんと困るので、そのことに注意をしていただきたいなと思います。

教員というのは昔から、勤評闘争もあったし、管理されるのが嫌いというか、そういうあれがあるので、その辺も含めてあれですけども、きちっと、ICカードだけに頼らず、きちっとやっていただきたいなと思います。

それと、あとは、学校以外のこの辺も、これは答申に基づいた中で可能なものがあれば、3項目ありますけども、現状可能なものがあれば先行してでもやっていただきたいと。大きなくりについては、国・県の方針が決定した時点で、それに基づいてやっていただくということでもいいかなと思います。

三つ目の部活動については、これはまだ県でも1回会議しただけなので、なかなか進まない部分があるんですけども、かつらぎ町は試験的にやっているということなんですけども、これはもう県の動向を見ていかんとなか

なか難しいので、これに基づいてやっていただいたらいいと思うんですけども、そこで、委託するにしても委託先をきちっと注意してもらわんと、議論してもらわんと、民間の場合はどうしても営利目的に走る部分があるので、そやから、部活動の指導という、児童生徒に対してほんまにちゃんとしたことをやっていただけるというか、金銭目的ではなしにちゃんとやっていただけるようなところにやっぱし委託をしてもらいたいなと思います。要望として言うておきます。

それと、最後に、育休、産休の問題。これは大変、今日もテレビで朝やっていましたけども、国家公務員の育休、パパ育休というのが70%、ほんで一般の方が30%ぐらい。それも年々増えてきとるんですけども、教職員も結構若返つとるので、産休、育休というのは多いと思うんですけども、この辺のところの補充といいますか、がちゃんとされていないので、今後どんどん増えてくる可能性が大いにあるので、この辺を十分考えておいてもらわんと、大変な状況になると思うんです。

過重労働になっている上に、まだこの産休、育休が入ってこられると、この対応をちゃんとしてやらんと大変な状況になるので、この辺、そうでなかったら、今でもこれ管理職の負担に今なっていると思うんです。教頭が授業をやったり校長が授業をやったりとか、いろんなことで過重になっているので、このところについてだけちょっとお伺いしておきたいなと。どういうふうにやっていくのか。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）大前提にありますのは、産休、育休等になりましたら、その教員への補充というのは県教育委員会が配置してもらおうというのが基本になっています。

現在も、本日現在で35名が産休や育休等の理由で今離れているというのは先ほど壇上か

ら答弁させていただきましたが、そのうち今32名は配置できているんですが、3名についてはその代替という形では入れることはできておらず、市の非常勤対応ということで、そのところは埋める形になっております。

この状況というのはやっぱりきちっと改善していっていただく必要がありますので、県教育委員会に対しましてしっかり要望を出していきたいと、そんなふうに考えております。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）ここらは今後増えてくる要素がたくさんあるので、国も産休、育休は、お父さんに育休を取れという指導を、どんどん取れということでやっておるので、かなり増えてきとるので、この辺の体制をちゃんとしてやらんと、管理職がそれを代わりにやると、やっぱり本来の管理職の業務というか、先ほど質問にあった、いじめ、不登校の問題とか、管理職が関わらんなん問題もたくさんあるので、この辺、管理職自体が現業に関わらんでいいような状況をちゃんとつくってやらんと、産休、育休の補充で管理職をやるということのないようにしてやらんと、ほかのところまで影響してくるので、その辺を十分注意をして進めていただきたいなど、県へも強く要望を。

国・県自体が育休をどんどん取れというようなことを方針を出しとるので、やっぱりそれはそれなりに、方針を出す限りはきちっとした手だてをしてやらんと取れないので、そういうこともよろしく願います。

終わります。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君の一般質問は終わりました。

この際、13時まで休憩いたします。

（午後0時8分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番9、10番 垣内君。

〔10番（垣内憲一君）登壇〕

○10番（垣内憲一君）議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

さっきちょっと、まだ余談なんですけども、ご飯食べたら一気で、ちょっと眠たくなってしまいまして、だいたい僕、朝いつも早朝見守り隊というのと、ほんで、早朝元気にあいさつ運動というのを朝7時からさせてもろてます。

ほんで、その時間帯に自分のテンションをマックスに持っていこうと思ったら、だいたい朝いつも起きるのが3時から4時に起床させていただいて、ほんで朝、「垣内さん、元気やな」とよくみんな声かけてくれるんですけど、実はその時間帯から起きとるから、この時間まで元気でやらせてもろて、元気でやらせてもろるといふか、テンションマックスでやらせてもろております。そんなちょっと余談な話で申し訳ございませんでした。

それでは、一般質問をさせていただきます。今回は2項目。

街路樹など市道の環境施設帯の適正管理について。

市道の環境施設帯の街路樹などがはみ出て、車の通行の妨げとなっています。

橋本市は豊かな自然と住宅、産業が調和したまちです。整備された市道にも街路樹が植えられ、季節の移ろいが感じられるとともに、夏の厳しい日差しから歩行者を守っています。

道路に沿って植えられた樹木などはバッファゾーンや環境施設帯と呼ばれ、騒音や排気ガスなどが車の影響を和らげたり、防災空間の役割もあるということです。

しかしながら、市内には中央分離帯の植木

が繁茂したり、街路時が市道にはみ出し、通行の妨げとなっている箇所が多くあります。大型貨物の車高は3.8mあり、余裕がないと通行できず、中央線を越えて走ることになり、先日、見守りの際にもあやうく事故になりそのような状況を見かけ、肝を冷やしたところです。

私は運送業を長年やってきましたが、ドライバーの気持ちも分かり、車両が枝に接触した場合、傷や故障の原因になるのはもちろん、運搬している荷物に影響があった場合、補償問題となるため、絶対に避けなければなりません。

本市は企業誘致に取り組んでおりますが、それをつなぐ運送に支障があれば、誘致企業の事業や誘致自体にも影響がありますので、適切な街路樹の管理を要望します。

なお、私の提言は、木を根本から切ったり、草一本生えないように除草剤をまけというものではありませんので、よろしく願います。

2、歩道の草刈りを市にお願いしても、買った草や枯れ葉、ごみなどを掃除せずに帰っている。景観が悪いし、歩行者の通行の妨げになる。

市内にはかなりの道路があり、いつも管理していただいていることは感謝いたします。人員や限られた予算の中、仕方ないとは思いますが、草や落ち葉を残していくのは法的にも問題があると思います。

国や県は、道路維持管理で出た枯れ葉などはリサイクルして肥料にしていると聞いています。本市も積極的に行っていくべきではないでしょうか。また、道路敷へのごみのポイ捨ても多く、今の体制ではなかなか回収や掃除も対応しきれないと聞いております。

道路の管理は行政の仕事で最も重要なことだと思います。生活も経済も災害の対応も、道路があつてからこそと思います。道路の維

持管理をしっかりとすれば、その分長く使えます。次年度の予算措置も含め、改善を求めます。

2項目め、通学の見守りと顔の見える関係づくりについて。

先日、地域支援向上セミナーに参加しました。その中で、子どもの通学の安全において、地域の見守り隊の高齢化により見守り活動が継続困難になっている事例や、地域の高齢者が健康増進を兼ねて見守りポイントまで散歩している事例の紹介がありました。

今後、橋本市もそうになっていくと思いますので、子どもの登校時間帯に合わせて、散歩や洗濯を干したり取り入れたり花の水やりなどを地域の方にしていただき、地域全体で子どもたちを見守っていく体制づくりが必要だと思えます。橋本市の見解をお伺いします。

以上、よろしく願います。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君の質問項目1、街路中など市道の環境施設帯の適正管理に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（西前克彦君）登壇〕

○建設部長（西前克彦君）街路樹など市道の環境施設帯の適正管理についてお答えします。

まず、一点目の、市道の環境施設帯の街路樹などがはみ出て、車の通行の妨げとなっていることについてですが、市内において街路樹の整備された市道があるのは、さつき台、城山台、小峰台、紀ノ光台、あやの台、紀見ヶ丘、柿の木坂などの大規模開発にて造成された区域の主要な幹線道路に加え、都市計画道路として整備された道路の一部区間にあります。上記路線には2,000本を超える街路樹があり、植樹から年月が経過したことから、幹の直径は最大35cmまで成長したものもあり、管理に苦慮しています。

道路管理者としましては、道路の安全な通

行確保は重要で、現在、計画的な街路樹の剪定を行っているところですが、樹木の成長に間に合っていない傾向にあります。そのため、市民からの通報や職員が発見し緊急性が高いものに関しては、市職員が現場にて対応を行っているものもあります。

しかし、近隣住民においては街路樹に対し愛着を感じている方もおり、強剪定や間引き等の実施について、地元調整も重要となっています。

今後も車両の通行に支障が出ないように日々の管理に努めてまいります。

二点目の、歩道の草刈り後の刈り草や枯れ葉などの処理についてですが、市道の草刈りについては、シルバー人材センター及び市内業者に委託し、対応しています。

刈り草の収集は当日行うように指導していますが、収集を忘れることのないよう、今後、指導を徹底してまいります。また、一部不法投棄の多い路線のみ、草刈りに合わせてごみの収集を行っていますが、基本的に落ち葉やごみの収集は含まれておらず、落ち葉やごみ等が通行の妨げになっている場合は、道路管理部局である都市整備課にご連絡を頂ければ対応します。

今後も、市道の管理、景観の維持に努めてまいりたいと考えています。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君、再質問ありますか。

10番 垣内君。

○10番(垣内憲一君)ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。現在どのような計画で進めていますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）街路樹の剪定は各路線について3年ごとに実施する計画としております。しかし、答弁でもありましたとおり、植栽の成長が早いため本年は強めの剪定

を行っているため、計画以上の費用がかかっております。再度計画を見直して、通行に支障がないように努めてまいります。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番(垣内憲一君)ありがとうございます。

画像をお願いします。

まず、これ大型トラック、10t車の横から撮った画像なんですけども、これ中央線いっぱいいっぱい走っています、左側を。ほんでもう、今こういう感じで、先ほどトラックに当たったような感じになっているんですけども、これが紀見ヶ丘の住宅団地内、これ赤い線、薄い、見えますか。赤い線を引いてあるんですけど、これちょうど僕、この道路いっぱいいっぴいのところから、真ん中に自分を置いて写真に線を入れたんですけど、実際、100%そうではないのかは分かりませんが、これだけ車道にはみ出ているということになります。

これ見たらもうちょっとよく分かると思うんですけど、これ右側の下のほうは縦に真っすぐ延びて、上のほうが広がっていると。これ常にトラックが当たっている状況にあります。だから、木が擦れて、そこの部分だけが減っているんですけども。

歩道側も見ていただけたら分かると思うんですけど、これかなりもう出ているんです。高さも、隣にフェンスがあるんですが、そのフェンスがだいたい1mぐらいほどのフェンスなんです。だから、あの高さというのはだいたい1mかそれぐらいほどのところからこの横に張り出して、これ今、工業団地に、この歩道を毎日自転車で通勤されている方とかたくさんおられるんですけども、ここを避けて通勤されているような状況になっております。

これを踏まえて再質問させていただきたいんですけど、本当にちょっと今日は失礼しま

す。声が調子悪くて、申し訳ございません。

先ほどの答弁の中に、近隣住民において街路樹に対し愛着を感じる方もおり、剪定や間引きについて地元調整も重要とありましたが、それは住民皆さんまたは通行車両の安全が保障されている条件での話だと僕は思います。

今見ていただいた写真のように、歩道に枝が伸び、歩行者、自転車運転される人が枝をよけながら通行しなければならない。車両側にも枝が出て、通行車両がそれを避けて通行しなければならない。このような状態でも地元調整が必要なんではなかろうかと疑問に思うことがあります。

街路樹の枝が歩道を歩く人や自転車に当たってけがをしたりしたら、誰が責任を取るのか。市道においては道路管理者は橋本市と聞いております。通行車両においても同じです。

先ほどの写真見ていただいてもちょっと分かりづらい、普通車に乗ってはる方やったら分からないかもわからないんですけど、先ほどの画像のように、大型車両で走った場合、街路樹を避けて走るなら、完全に中央線をはみ出て運転せなあかんということになります。そうしないと車に傷ついたりとかするんですけど、もしその街路樹を避けたときに、中央線をはみ出した大型車両が対向車と事故になれば、はみ出した車両の過失は大きくなります。

トラックの事故の場合でしたら、度合いにもよるんですが、ドライバーは免許の停止処分、運送会社にも行政監査、車両の停止、営業所の停止、積荷の破損があればもちろんそれも補償しなければなりません。

それよりも、もし橋本市内を走ってくれている乗客を乗せた路線バスが同じ状況で事故になったり、乗客にけが、死亡者でも出たら、もっと厳しい行政処分になります。

このようなことが起こる可能性があります

が、どのようにお考えでしょうか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）道路を安全、円滑に利用していただくために、建築限界の確保というのが、道路構造令で定められています。建築限界とは、道路において構造物を配置してはならない一定の幅、一定の高さを定めたものです。道路管理者は車両や歩行者の交通の安全性、円滑性に支障を来すことを防ぐために、建築限界を確保する必要があります。

市道の街路樹についても道路附属物となりますので、橋本市が管理するものです。議員おただしのおおりに、はみ出した街路樹に起因した被害が発生した場合、被害の状況にもよりますが、道路管理者にも管理瑕疵が発生するものと考えます。その瑕疵に応じた対応を行うこととなります。

市道の安全性、円滑性を保つため、公共交通機関等にも意見を聴取しながら、現状把握に努め、街路樹の削減なども踏まえながら、より危険な箇所から、剪定等必要な対策を行っていきます。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）やっただけのこと、ありがとうございます。

これは本当に命に関わることやと思うんです。どんなことでも命に関わることはあるんですけども、先ほど言いましたが、ドライバーが、バスのドライバー、トラックドライバーにもやっぱり家族があるわけです。自分が免許停止になるぐらいやったら、別に仕方ないというたら仕方ないんかもわからへんけど、でも、家族があるということは、免許停止になったらお給料がもらえへんわけになってしまうし、それもそうですけども、先ほど言うたみたいな、もし大事故になった場合、もう営業停止とか会社の存続にも関わってくるというような現状です。

僕、こんなささいな枝のことでこんな大げさなこと言うのもおかしいのかわかれへんけども、でも、実際そういう事例も確認しておりますので、ぜひ、予算的なこともあると思うんですけども、道路管理者は車両の安全な通行を確保し、管理する義務があると思います。経費はかかるとは思います、今後、経費が削減できるような対策も踏まえて、十分な管理をお願いしたいと思います。

一つ目の質問は終わります。

○議長（森下伸吾君）暫時休憩します。

（午後1時20分 休憩）

（午後1時20分 再開）

○議長（森下伸吾君）再開します。

10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）どうも申し訳ございませんでした。では、2項目めなんですけども、2項目めの質問をさせていただきます。

刈った草のリサイクルはどのようにされていますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）道路の維持管理で発生した刈り草については、予算の範囲内ではございますが、市内の再生利用業者へ持ち込んで、草の再生、再資源化に努めています。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

また写真をちょっと見ていただきたいんですけども。

これ歩道のただの草なんですけども、何を言いたいかといったら、あの角に腐葉土というか、刈った草とか枯れ葉がたまってしまうと、それでこういうふうには草が生えていると。それをまず知っていただきたいんですけども。

刈った草に枯れ葉などがたまり、そこから今のように草が生えているんですけども、草刈りのときにきっちり枯れ葉とかも処分して

いただくわけにはいかないのでしょうか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）草というのは刈ってもすぐ生えてきて、成長をしていくことから、その成長に合わせて枯れ葉等がたまり、腐葉土のような堆積が起こっているものと考えられます。

現在は草刈りとして発注していることから、各路線のきめ細やかな対応というのはちょっと難しい状況と考えております。今後、通行の支障となるような状況になれば、別途対策を検討したいと思います。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

3番議員も前、これ昨日か一般質問でやってくれていましたけども、実際、僕もトラックで日本全国走らせていただきました。だけど、ほんまに気になるのが小峰台から紀ノ光台の幹線道路。あの道路のもう中央分離帯の植木からも今、何とていうのか、つるの葉っぱのあんなんが出たりして、ほんで横には木があるし、ほんまに大型が走りにくいような、ああいう道というのは、僕もいろいろ走らせてもらいましたが、幹線道路では見たことないです、はっきり言うて。

幹線道路にそんな、葉っぱは出るのが仕方がないかわかりませんが、歩道の草もきれいにしていただいたら、さっき写真を見ていただいたのは、草を刈ってほしいとかいうんじゃないに、草が生えれへんように、何かちょっとあそこを1回でも、ああいうようなところを、腐葉土が固まったところをきれいに1回してもらったら何年ももつんじゃないかなと、定期的に。

それもまた予算かかるんですけども、とにかく、僕は市民の皆さんがああいうところを散歩で、いつも笑顔で散歩される、そんな通路になってほしいし、ほんで、よそから来て

くれた人も橋本市っていつも整備されているなど、きれいなまちだなどと思っていただきたいというのが僕の願いでございますので、またそういう面も含めまして、いろいろお金もかかることですが、よろしくをお願いします。これでほんまに終わりです。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目2、通学の見守りと顔の見える関係づくりに対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（堀畑明秀君）登壇〕

○教育部長（堀畑明秀君）通学の見守りと顔の見える関係づくりについてお答えします。

現在、見守り活動は青少年健全育成会を中心に協力をいただき、登下校の見守りをしていただいておりますが、議員おただしのとおり、本市においても関係者の高齢化は避けられない課題と考えています。

青少年健全育成会は様々な団体に所属している方々で構成されており、各学校においては、それらの団体や地域のボランティアが、共育コミュニティ活動の一環として、授業補助や子どもたちとともに環境整備等の活動を行っています。

これらの活動により、本市においては学校、家庭、地域が一体となり、子どもも大人も共に育て合い、人と人のつながりを深め、暮らしやすく活力のある地域づくりをめざしています。

現在、市内には七つの共育コミュニティ本部が活動していて、子どもから直接感謝の気持ちを伝えることで地域の方と子どもとの交流が生まれ、道で会えばあいさつをする等、良好な関係を築いています。

このように、地域と学校が協働していることを知っていただくために、例えば令和5年度は、市の広報紙に3回の予定で共育コミュニティ通信を折り込み、地域と学校の協働に

ついて掲載しています。

これらの活動を多くの方に知っていただくことで、子どもと関わる地域の方々や団体が増え、新たに青少年健全育成会を中心とした見守り隊に参加していただける方や、見守り隊でなくても子どもの安全を意識することで、登下校時に子どもの様子を気にかける方を増やし、地域全体での見守り活動につなげていきたいと考えています。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君、再質問ありますか。

10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）なぜこれを。たまたま私も、先ほどお話しさせていただいたみたいに、毎朝、子ども達の見守り隊をさせていただいてるんですけども、僕がいつも立っているところ、近くのまた違う通学路と一緒に引率されている高齢の方がいるんですけども、最近見いひんなど思ったら、ちょっと足を痛めて、痛めてというか、ちょっと足が痛くなってきたんやと言うて、ほんで、ちょっとよう行かんようになってくるかもわからんというような話があったときに、こういう地域向上セミナーというのがあって、その中でどんな話かなと思ったら、そういう見守り隊のことがあったので、これは1回ちょっと橋本市もどない考えていくんやろうと思って一般質問をさせていただいておるんですけども、再質問ですけども、共育コミュニティにより子どもたちが生まれ育ったと感じる点について何か気になる点がありますでしょうか。お気づきの点ありますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）例えば、小学1年生の入学当初の下校に地域の方が同行してくれることで、子どもが安心して下校できます。また、まち探検の授業でも地域の方に同行していただき、まちの様子を説明してく

れています。

このように、子どもが地域について、地域の方の協力を得ながら学べるように取り組んでいます。そういう実情がございます。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番(垣内憲一君)ありがとうございます。

七つある共育コミュニティを今後増やしていくという構想や計画はありますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）現在、市内には七つの共育コミュニティ本部があります。基本的には各中学校区ごとに一つずつで、橋本中央中学校区については、旧の中学校区ごとに本部があります。現時点で本部の数を増やす計画はございません。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番(垣内憲一君)ありがとうございます。

ポイントが各中学校ということ、増やす計画という、学校が増えやん限り増えらんのかなと思っておるんですけども、共育コミュニティを通して子どもと高齢者の相乗効果が生まれ育った、何か生まれた事例とかがあったら教えてください。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）ふだん子どもは、地域のことを学ぶことや、家庭科のミシン等の授業や放課後に工作づくりや学習・スポーツ等の活動において、地域の方々から様々なことを支援していただいています。

これらに対して、子どもから地域の方に感謝の気持ちを伝えることや、活動を通じて地域の方と子どもが顔の見える関係となり、道で会えば子どもからあいさつするといった交流が生まれることで、地域の方にやりがいを感じていただいております。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番(垣内憲一君)ありがとうございます。

私も朝立っているときに子どもから、なる

べく自分からおはようと元気にあいさつさせてもらおうと思とるんですけども、早うあいさつ言い大会みたいになってしもうて、今日は私のほうが早うあいさつしたとかいうて、子どもらが、おはようと言うて、ああ、おっちゃん負けたとか言うて、そういうのもあるんですけど、そういった出会いが地域のやっぱりつながりになっていくんじゃないかなと僕も感じています。

今後の共育コミュニティ活動のさらなる発展について、何かございますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）共育コミュニティ本部は、子どもを軸に、めざす地域像、子ども像を共有し、学校を核とした地域づくりをめざし、様々な活動に取り組んできました。地域と学校がつながり、社会全体で子どもの成長を支えることをめざし、今後も学校や地域が持っている課題を解決するため、お互いが当事者意識を持って十分に議論を重ね、連携・協働して課題解決に取り組んでまいります。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番(垣内憲一君)ありがとうございます。今回、共育コミュニティを通じて子どもたちを守っていただけるというのはよく分かりました。ありがとうございます。

子どもたちは、これから橋本市を支えてくれる宝と私は思っております。少子化の時代、子育てがやりにくい時代に、橋本市民みんなが子育てするまちに変われば、若い世代の人たちが橋本市に住みたい、やっぱり橋本市やと思ってくれると思います。

いろいろな行政支援も必要ですが、今後、人口減少の中、財政も厳しくなり、市民サービスも厳しくなってくるのは間違いないと私は思っております。そんな中、誰もができる小さな支援が当たり前になったときに、日本

一子育てしやすい橋本市になるのではと私は思っております。

今大切なのは、橋本市に大切なのは、やっぱり時代の変化に強い橋本市、元気と感動とつながりを持てる橋本市。市民の皆さまにも子どもたちに安心・安全な環境づくりのご協力をお願いして、私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君の一般質問は終わりました。

順番10、11番 岡本君。

〔11番（岡本安弘君）登壇〕

○11番（岡本安弘君）皆さん、こんにちは。新政会、岡本安弘でございます。

今回の質問なんですけれども、前日からも言われておるように、人がやっぱり足りないのではないかという点と、それに伴いいろんな弊害が出ていますよということをやはり皆さんに知っていただいて、次年度の予算にも反映して、しっかりと取り組んでいただきたいという思いから、今回一般質問をさせていただきます。

健康福祉部長におかれましては、この一般質問2日目、私だけの答弁になろうかと思っておりますので、全力投球でよろしくお願い申し上げます。

それでは、議長のお許しを頂きましたので、通告に従い一般質問を始めさせていただきます。

1、介護認定の遅延について。

介護サービスを受けるには、住んでいる市区町村の窓口で要介護認定の申請を行います。その後、認定調査を行い、その結果と主治医意見書に基づきコンピューターによる一次判定、一次判定結果や主治医意見書に基づき介護認定審査会による二次判定を経て、市区町村が要介護認定を決定します。

要介護度が判定された後は、自分がどんな

介護サービスを受けるのか、どんなサービスが必要なのかを考慮し、介護支援専門員がサービス計画書（ケアプラン）を作成し、それに基づき、介護サービスが開始となります。

介護サービスを受けるための根本となる本市の認定調査が、本市においてかなり遅延があると聞くが、それについて以下を問う。

1、現状の遅延はどの程度か。

2、遅延の原因と直営での介護認定調査員の人数は。

3、その対応は。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。明確なご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君の質問、介護認定の遅延に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（久保雅裕君）登壇〕

○健康福祉部長（久保雅裕君）介護認定の遅延についてお答えします。

まず、一点目、現状の遅延の程度についてですが、直近1か月における更新申請では決定までに平均約58日を要しており、以前に比べ日数を要しているのが現状となっています。

二点目の、遅延の原因と認定調査員の人数ですが、本市では、国からの通知による新型コロナウイルス感染症に係る臨時的取扱いによる要介護認定期間の延長について、本年4月からその適用を一旦終了しました。これにより、更新申請に係る認定調査件数が大きく増加していることが遅延の原因として挙げられます。

件数の増加に伴い、本年度途中に1名採用し、7名の介護認定調査員により調査を実施していますが、増加した件数に対応できていないため、積極的に外部への委託も進めているところです。

三点目の、今後の対応についてですが、新

規申請や変更申請も含めた全ての申請件数の今後の見通しに鑑み、現状の遅れを直ちに解消することができないとの判断から、認定の有効期限が令和6年3月末までの方について臨時的取扱いを再度適用し、認定調査の件数を減少させるとともに、併せて令和6年度に向け介護認定調査員の増員及び外部委託件数のさらなる拡大を図り、認定調査の遅れの解消につなげたいと考えています。

また、高齢化の進行に伴い今後も増加が見込まれる認定件数に対応すべく、デジタル田園都市国家構想交付金の活用により、本年度中に介護認定調査員用タブレット及び認定調査員支援アプリの導入を予定し、業務の効率化をめざしています。

デジタル化による業務改善、介護認定調査員の増員、事務手順の見直しなどにより処理日数の短縮化を図り、遅延のない効率的な介護認定業務の執行に向けて取り組みます。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君、再質問ありますか。

11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）ご答弁ありがとうございます。

今ご答弁いただいた中で、直近1か月の更新申請では決定まで平均で約58日ということなんですけど、平均なので、早い方もいれば、当然さらに58日を超えていらっしゃる方もお見受けします。

小項目2の、更新申請の認定調査が増大しているということは理解しているんですけど、そんな中で、更新申請だけでなく、区分変更申請とか新規申請の方がやはり今大変問題になってきている大きなところだと思います。

そんなところの区分変更申請が今、大変困っておるということを今回のお話で特にさせていただくんですけども、今年度途中から7名体制で認定調査を行っていくということで

ありますし、積極的に外部委託も進めていきますというようなご答弁も頂いています。

そして、今、小項目3の、現状の遅れの解消に、認定の有効期間が2024年3月末までの高齢者に対して特例措置を行いますというようなご答弁も頂いたんですけども、厚生労働省のほうで2022年10月13日、昨年の令和4年に要介護認定の運用の特例措置について通達があったところなんですけれども、その中で、原則として要介護認定の有効期間の満了日が今年度内、昨年通達がありましたので2023年3月31日、今年3月末までの高齢者に限っては既存の特例措置を適用できますよと、有効期間も延長できるということであります。

そして、来年度以降、2023年4月1日から、今年4月からの有効期間満了の方ですけども、その方については通常どおり更新申請を実施していくという通達です。

ただし、来年度中、2024年3月31日まで、来年3月末までに有効期間の満了日を迎える高齢者に限っては、市町村の判断で例外的に既存の特例措置を適用しても差し支えないですよというふうな通知が厚生労働省のほうからあったわけなんですけれども、橋本市においては、今年4月以降は特例の措置を適用していないわけであります。

そんな中で、認定調査員は今まで6名で回っていたらいいんですけど、やはり調査時間というのは物すごくやっぱりかかるんですよ。知らないお宅に行くと、特記事項が大事ですというところで、何かできるのか、何かできないのか、何がどうしたらできるのかというところを一字一句文字にしたためて記入していくわけなんですけど、そんな中で、日頃いろんな話をしながら、日常の会話を交えてそういうところを引き出して調査を行いますので、やはりこれ1人に対してかなり時間がかかります。

そんな中で、認定調査員が今まで6人でしたので、1日何人調査をして業務の日数が何日で、それと調査員の数を掛けたときに、一月当たりのだいたいの認定の調査の行える数というのはだいたい出ると思うんです。

そんな中で、さらにはもう遅れてきている積み残しがあって、また翌月と、どんどん今遅れている状況で、解消に向けて頑張らせていただいているんですけども、そんな中で、特例措置をこの4月からは橋本市は適用しておらない中で、やはり当然、4月以降、認定調査員が増加しますというのは見込みとして持っていたわけなんですけれど、その辺、持っていながら積み残してきている、遅延しているという部分に対して、4月以降の見通しについてやはりちょっと甘かったのではないのかなというふうに思うんですけど、その辺についてご答弁いただけますか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）議員おただしのおとおり、臨時的な取扱いというのは令和6年3月31日まで適用延長ができることとされておりましてけれども、臨時的な取扱いを複数回適用することによって、長い方であれば3年間、心身の状況について把握できていないということもあり、本市では被保険者の現在の状態を要介護度に適切に反映するために、臨時的取扱いの適用を延長せずに、通常取扱いに戻して更新認定を実施することとしました。

通常更新とすることによって、申請件数の急激な増加に対応するために介護認定調査員の増員や外部委託を実施し、申請の迅速な処理に向けて今日まで取り組んできておりましたけれども、現状において多くの遅延が発生している結果となっております。

被保険者本人や家族の方々、ケアマネジャーをはじめとする介護保険事業所の皆さまに

は多大なご迷惑とご心配をおかけしていることを、この場をお借りしておわび申し上げます。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）積み残しているということなんですけど、見通しの甘さについてお伺いしたんですけど、その辺、行政のやることには間違いがないということを前提に行っていただいているので、明確に答えていただくというのは難しいのかなと思うんですけど、その辺、現状として急激に増加して、今、後手後手に回っているのかと思うんですけど、その辺、対応しているということが実際の結果ではないのかなというふうに思います。

そんな中で、答弁の中で、長い方で3年間、心身の状況を把握できないので特例措置を延長しなかったんですというところも一定理解できる場所なんですけれども、そんな中で、積み残していることで、現在は外部委託などを実施して遅延にしっかりと取り組んでいただいているということなんですけど、でも、実際、僕が、9月なんですけれども、介護事業所のほうでお話を聞かせていただくと、どこの事業所も介護認定が遅れているというのはしっかりと認識している中で、事業所のほうでも外部委託の件に関して協力はさせていただきますというふうなことも多分お声はあったと思うんです。そんな中ででも、実際その時点では依頼のほうもなかったんですよということでした。

10月、11月になったので、その辺、今、外部委託のほうも進めていただいているというふうには思っているんですけど、しかしながら、そもそもこの外部委託に際しては、4月に認定調査員の研修を受けないと調査員委託は受けられないということなんですよね。

そうなったときに、現在、外部委託をしていますよとおっしゃっていただいているんで

すけど、結果、この4月に受けていない方に対しては、今以上に委託数というのが増えないんじゃないのかなというふうに思っているんです。

そうなったときには、やはり4月の段階でもう委託を進めていかないといけないというふうな見通しであるならば、実際にその段階で支援専門員の方々にこういう研修を受けとってくださいねということをしかりと通知、周知しておれば、今の段階でも広げることができたのかなと思うんですけど、しかし、今の段階に至っては、やっぱり限られて研修を受けた方しか委託を受けてもらえないので、その辺、今どんどん進めていますとおっしゃっていただいているんですけど、その辺やっぱりもう上限数というのは限られてくると思うんです。やっぱりそういうところも、先々の見通しという部分では甘かったのではないのかなというふうに今感じておるんですけど。

そんな中で、直営で7名の認定調査員で回っていただけということなんですけど、もう今、委託がなかなか上限が増えない中で、本当にこの7名で積み残した分を含めて解消できるのかというのをちょっと危惧しているんですけど、遅ればせながら特例措置を再度、橋本市も適用していただいているんですけど、特例措置の認定の有効期間が2024年3月末までの高齢者に対して行うわけなんですけれども、そもそも介護申請というのは2か月前から申請するので、実際、11月の方に関しては1月末で切れる。今の段階では申請します。だから、11月で切れる方はもう既に申請しているので、実際に12月で有効期間が切れる人から申請受付ができるので、結局、1月末で有効期限が切れる高齢者から特例措置が適用されるということになりますので、今、特例措置を見直して適用しましたということであってでも、1月から3月の実質3か

月間の適用期間になるということなんですよね。

それと、さらにそれと更新申請のみならず、新規申請、また、区分変更申請も提出される中で、今、1名増員して7名の体制でやっていきますというお話もいただいているんですけど、本当にこの3月末までの遅延が解消されるのかなというふうに、ちょっとその辺やっぱり心配しているんです。

それを考えたときに、委託も思うような形で3月末までは増えない中で、その遅延を解消するにあたって、さらなる人員の配置を増加していく必要があるのではないのかなというふうに思うんですけども、その辺についてのお考えを頂けますか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）まず、臨時的な取扱いを再度適用することによりまして、3か月の実質的な効果しかございませんけれども、一時的に申請件数というのは減少します。令和6年3月以降については、新規申請とか変更申請に加えて通常の更新申請が提出されることとなりますので、先ほど壇上でも申し上げましたとおり、この間に業務改善、外部委託などの推進を行ってこうというふうに考えています。

遅延を発生させないためには調査員の増員が必要であるとおたただしですが、私どももそういったところはもう十分認識を持っていますので、担当部局とも調整の上、できるだけ早い時期に職員の募集を行いたいと思います。

また、4月に認定調査の研修ということで、外部委託の民間事業者にも、これに合わせて受講していただいて、さらなる裾野を広げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君。

○11番(岡本安弘君)ありがとうございます。

解消に向けて今しっかりと動いていただいているのも理解しておりますし、4月以降になるんですけれども、委託のほうもどんどん進めていけるようにということで、今お考えを頂いたわけなんですけど、そうしたら、現場ではどうなっているかということをお話させていただくんですけど、介護認定が遅れることによって介護サービスというのがやっぱり利用しづらくなってきます。

特に、区分変更申請においては、もう遅延によることで、暫定ではやっぱりサービスが使いにくいんです、状態が変わっているということで。その辺で現場では大変苦慮しているところなんですけど、事例を何点か挙げさせていただくんですけど、僕が直接有料老人ホームのほうでお話を聞いてきたのが、その方は介護1であったものが、ある日突然状態が変化して、ほぼ寝たきり状態となりました。

区分変更申請を提出したわけなんですけども、なかなか、遅れによって積み残しもある部分があって、調査のほうが来ていただけなくて、結局、一月ちょっと、来ていただくまでにかかったんですけど、その間の現場ではどうなっているかという、要介護1でありますので、支給限度基準額というのは16万7,650円、単位で言えば1万6,765単位になるんですけれども、ほぼ寝たきりで全介助でありますので、やっぱり排せつの介助も入浴の介助もいろいろ必要になってきます。

そんな中で、排せつの介助に着目させていただきますと、身体1というので20分以上30分未満のサービスであります。単位数は250単位。先ほど、介護1でありますので、1万6,765単位を250で割りますと、結局67回利用できることとなります。一月を30日として考えたときに、排せつですが、朝夕排せつの介助をしたときに、結局ひと月分しかその単位

数では賄えないわけなんです。

しかしながら、その間、全介助の方ですので、その施設でおる間はやっぱり人と人のコミュニケーションを取りながら、家族も交えながら、いろいろな介助をします。生活する中では排せつだけでなく、入浴、食事、洗濯であったりとか部屋の掃除というところも、一連の、家でいてもそれぐらいの必要性はもちろんあるわけなんです。

その中で、調査が遅れていても、結局その方に対してやっぱり施設側としてはサービスを行ってあげないと生活が成り立ちませんので、その辺は継続をしていきます。その間もちろん変更申請を出していますので、給付費は請求できません。

結果、調査が来られた後に亡くなっちゃったんです、この方は、そうしたら、変更申請も取下げになりますし、最終的には要介護1の請求しか介護給付費は頂けないので、その間は結局、施設側のほうで、本当の意味での介護サービスになっちゃっているんです。

でも、その辺は、介護1やからこれしかできませんよというのができないので、その辺はある程度納得した中で介護サービスをしていただいているんですけど、その辺もう少し早く区分変更して、状態が変わってこうなっていますよというところで、その間にきちっとした介護認定の審査に来ていただけたら、もう少し違う状況にもなっとったのかなというふうに思うんです。これは結果論でしかないので、これは一つの事例です。

もう一つのほうは90歳代の高齢者の方で、長年ずっと要介護1でありました。90代の方でありますので、やはり右肩上がるということはほぼないんです。現状を維持するのがやっとの状態で、要介護1でずっと来たんですけど、認定を受けて、結果が出たのが結局、要支援になっていました。

通常、我々もケアマネジャーをしていたので分かるんですけど、90代の方ですと長年介護1で来てたら、ほぼ次要介護1なのかなということでサービスを使います。入院して退院後に認定を受けたら、またもしかしたら回復するかもということもあるんですけど、そういう状況がない中で、一応、90代の方が要介護1で、要介護1のサービスを受けていたんですけど、結局要支援になっちゃったので、給付の形態も要介護と要支援では全然違います。

要支援だったら月で丸めていただきますので、その辺の給付費の差額というのは事業所では頂けないということにもなりますし、それによって、この方が通所に行っている場合ですと、家でおる機会も当然増えてきます。ほな、家族も見守りであったりとかいう形、何らかのまたさらに関わりも持たないといけないということで、1段階下がることによっていろんなまた弊害、この方にとっての弊害がやっぱり出てくるわけなんです。

そうなったとき、もっと早くに認定が下りていけば、家族とも協議しながら、どうしていきますかというようにところも相談しながら、いろんな社会的なサービスも入れたりとかそういうこともできるんですけど、暫定的にもう1やろうということで使っていたので、そういうふうな弊害が、急に、認定結果が出たことによって起こっています。

その弊害ではないんですけど、別のケアマネジャーから聞いた話では、認定調査が遅れている、来ていただいたその方が、認知症もありながら介護3でした。ベッドに端座位で座って対応もしている。認知症もありながらいろんな対応もしていて、結果が出たら介護5やったと。

介護5というのは、ほぼほぼ我々の認識では全介助でほぼ寝たきりですよというような

意味合いなんですけど、でも、ケアマネジャーもびっくりしたのは、端座位で座って話を受け答えしているにもかかわらず介護5で出てきたので、何かの間違いではないのかということで調査を取り寄せたんですけど、本人のでした。

結局また再度更新申請を出すということで、またその辺、どういうんでしょう、再度出すことによってまた行政の事務も増えますし、その辺もっと早くに来ていただいていた的確に判断していただいたら、そういうこともなかったのかなというふうにも思います。

こういうことが実際、今、現場のほうではいろんなことが起こっておりまして、僕は何か所かしか聞いていないんですけど、聞くところ聞くところにはやっぱり一つ二つはこういう事例というのはたくさんありますので、今この橋本市内での介護事業所を考えたときには、かなりの数のそういう市民への迷惑というのがかかっているんじゃないのかなというふうに思うわけなんですけど、そういう事例を含めて、健康福祉部長は知っていただいているのかどうか、その辺ちょっとお伺いいたします。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）今、2例挙げさせていただきましたが、様々な現場で様々なご迷惑をかけておること、改めておわび申し上げます。

ご質問にお答えします。

調査の遅延に伴いまして次の介護度が決まらないという、今のご説明のとおりです。被保険者の方には、サービスを利用する際に暫定利用ということで、本来希望されていますサービスについて限度額の以内とするかとか、それから介護から支援とならないかという、そういったことが分からない、不安なことから回数を減らすなど利用に制約が出ているこ

とにつきましては、私も現場のほうから聞いております。また、介護事業者からもそういったお声も直接聞いております。

また、介護度が決まらないために介護報酬の請求が先送りとなってしまうこと、それから暫定利用時において、要介護から要支援になる場合に、先ほどおっしゃっていただきました、報酬単価が変わってしまうなど、介護事業者の運営にも非常に支障を来しております。

また、要支援の方につきましては地域包括支援センターが担うことになっておりますので、地域包括支援センターの業務も二重に増えているというような状況も報告を受けております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）ありがとうございます。

その辺、現場の状況というのをしっかりと健康福祉部長のほうにも報告が行っておりますし、その辺、混乱しているんやということもしっかり理解もしていただいているということでもありますので、その辺、そういうことであるならば、やはりこの混乱を解消できるのは行政でしかありませんし、速やかに認定調査を行っていただく必要があるのではないかなというふうに思うんですけど、現状で行えます最大の、認定調査員の委託料もそうですし、調査員を増員して、今年度中に遅延解消に向けて取り組んでいただけるんですけど、その辺しっかりと今年度中に支援を解消していくんやという意気込みというか、その辺取り組んでいただけるかについて、再度伺いたします。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）ただ今のご質問にお答えします。

先ほどのご答弁でも申し上げましたけれど

も、臨時的な取扱いによって調査件数が幾分か減少します。この間、調査員の早期の募集をしていき、可能な限りのまた外部委託も進め、これらの遅延解消に向けて取り組みたいというふうに考えています。

来年3月には有効期限が4月末までの方の更新申請が開始されますので、市としましてはそれまでに、遅延解消に向けてそれらの様々な課題を解消することが不可欠だというふうに考えています。

また、来年度以降につきましては、遅延を発生させないためにも、タブレット導入をはじめとした業務改善について、近隣の自治体の取組なども参考しながら、介護保険課の中で十分、業務改善について協議し、今年度中に業務改善等について取りまとめたいというふうに考えています。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）ありがとうございます。

有効期限というか、来年度、来年4月になればまた通常の認定になりますので、その辺せっかく今、年度中に解消に向けて取り組んでいただいているんですけど、それ以降についてもしっかりと、先々の見通しについても考えていただかないといけないのかなというふうに思うんですけども、有効期間については2021年度から最長4年まで延長することができるというふうになっております。そういった中でも、本市においては有効期間が1年の人がやっぱりまだまだ多いように思うんです。

そんな中で、今年度でせっかく遅延を解消しても、翌年度から通常に戻った場合、また再度、1年たてば同じことを繰り返して、また遅延していくんじゃないのかなというふうことも危惧しておるわけなんですけど、橋本・伊都圏域外では、過去の認定調査も考慮しながら、特に状態の変化がない方であれば、

2年ないし3年、4年と有効期間を延長しています。それをすることによってまた翌年の人数が減る、その2年後にはまた人数が減る。その辺ちょっとばらつきを持たずことによって、新たな遅延を生まないというふうなこともなろうかと思うんですけど、その辺について、本市でも積極的にやはり、状態の変わりのない人については延長していくべきではないのかなというふうに考えるんですけど、その辺についてお答えいただけますか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）ただ今のご質問にお答えします。

これまで国のほうでも有効期間の延長というのは度々もう更新されてきて、今、先ほどおっしゃっていただきましたように、最長4年ということまで来ております。

そんな中で、現在、橋本市の要介護認定における審査業務というのが、橋本周辺広域市町村圏組合に設置されています認定審査会が行っています。審査におきましては、医師、歯科医師、薬剤師、介護施設の職員などの保健・医療・福祉に関する学識経験者らから構成される合議体というのがございます。

この合議体に各市町から提出される要介護認定の1件1件について慎重に審議されて、適切に介護度と有効期間、これらが併せて決定されているものと考えています。

現在、高齢化に伴う申請件数の増加によりまして、全国的に要介護度の決定までの期間が長期化していることから、国においては新規申請、区分申請の有効期間延長もさらに議論されており、市としましても、更新申請件数の減少と決定までの期間短縮につながることから、国への要望も併せて行っていきたいと考えています。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）ありがとうございます。

認定審査会につきましては広域市町村圏組合で行っていることですので、橋本市独自で延長していきますというふうなことは、なかなか答えにくいところではあるというふうには、その辺は理解しております。

そして、新規申請、区分変更申請の有効期間延長について、市として国に要望を行っていきたいということなんですけれども、新規申請、区分変更申請は原則6か月。3か月から12か月で幅を持たせているんですけど、新規や変更の方の有効期間の延長も必要ではあるんですけども、やはり先ほどもお話しさせてもらったように、更新申請の数が一番やはり多いので、この更新申請の有効期間延長について、市から働きかけにくいということでもありますけれども、広域市町村圏組合にやっぱりしっかりと要望していく必要があるのではと考えるんですけど、その辺についてお答えいただけますか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）先ほどもご答弁させていただきましてとおり、認定審査会というのは橋本周辺広域市町村圏組合に設置されております。本市だけでなく、かつらぎ町、九度山町、高野町を含む1市3町の審査を担っていただいているということからも、本市の意向のみで要望を行っていくことは難しいものと思われれます。

しかし、議員のおただしのとおり、本市申請件数の多くを更新申請が占めていること、また、ほかの3町とも現状について情報共有しながら、共同で市広域市町村圏組合の事務局と協議ができればと考えております。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）ありがとうございます。

市単独ではなかなか難しいことですので、その辺、1市3町手を取り合って情報共有していただいて、広域組合事務局としっ

かりとまた協議していただいて、その辺、有効期間の延長ができればいいなというふうに思っておりますので、その辺またしっかりとご協議のほう、よろしくお願い申し上げます。

当初からもお話しさせていただいていましたように、この介護認定調査が遅れることで、審査会、認定結果の通知、全てがやっぱり遅れてきます。遅れることでどうなるかという、やっぱり高齢者やその家族、そしてまた介護サービス事業所に多大な迷惑がかかっておるとというのが現実でございます。

その辺もしっかりと当局のほうでも理解していただいておりますし、しっかり取り組んでいただいておりますというのをしっかり答弁いただいたので、その辺はよく理解させていただきました。

そんな中で、やはり早期に遅延の解消をできるように取り組んでいくということでありますので、その辺、我々もそうですし、ケアマネジャー、家族もそうです。もう行政に早急をお願いしますということを依頼する、お願いすることしかできませんので、その辺しっかりともうそのお気持ちを酌んでいただいておりますので、その辺しっかりと支援に取り組んでいただきたいというふうに思っておりますので、その辺よろしくお願い申し上げます。

その辺お願いを申し上げまして、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君の一般質問は終わりました。

この際、14時25分まで休憩いたします。

（午後2時11分 休憩）

（午後2時25分 再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番11、12番 小林君。

〔12番（小林 弘君）登壇〕

○12番（小林 弘君）皆さま、改めましてこんにちは。よろしくお願いいたします。2年半ほど一般質問から遠のいておりまして、久しぶりですので、よろしくお願いいたします。

私の今回の一般質問は大きく二つでございます。

一つ目をまず。橋本市内不法投棄ゼロをめざす。

橋本市内を回っていると、数か所に不法投棄を見かける。市民の方から、所有する農地に不法投棄をされたとの相談を受けることが増えてきた。橋本市として、今まで、またそして、これからの対策について、以下の質問をいたします。

1、橋本市が把握している不法投棄がされている場所は何か所ありますか。その不法投棄に対し、現在どのように対処されていますか。

2、過去5年で検挙に至った案件はありましたか。

3、今後、不法投棄ゼロをめざすために、どのように対策をしますか。

大きく二つ目でございます。農業従事者の高齢化に伴う後継者不足と増え続ける耕作放棄地、財産放棄地。所有者不明土地に対する市としての取組は。

全国的に中山間地を中心に人口流出が続き、使われなくなった土地は放置され、所有者が亡くなった後も相続登記されない所有者不明土地が増えている。本市においては、現在地籍調査を積極的に取り組んでいただいておりますが、まだまだこれから何十年もかかるとお聞きしています。

市内の農業従事者も中山間地域に集中しているが、高齢化による後継者不足、また、耕

作放棄地が増えると鳥獣被害と災害リスクも増えると考えますが、今後の取組について以下の質問をいたします。

1、農業従事者の高齢化に伴う後継者不足と耕作放棄地に対する本市の今後の取組と、さらなる鳥獣害対策を。

2、全国的に増えている所有者不明土地、財産放棄地に対する本市の取組は。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（森下伸吾君）12番 小林君の質問項目1、橋本市内不法投棄ゼロをめざすに対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（井上稔章君）登壇〕

○総務部長（井上稔章君）橋本市内不法投棄ゼロをめざすについてお答えします。

まず、一点目の、本市が把握している不法投棄がされている場所の箇所数ですが、自家用車で通行途中で道路沿いに不法投棄されることが多く、かなりの件数になることから、実際の箇所数の把握は困難な状況にあります。

具体的には、あやの台58号線や京奈和自動車道の側道全般、河瀬幹線や広域農道などで多く見られるほか、山林や農地など私有地への不法投棄についても、市民の方から相談が多く寄せられています。

現在の不法投棄に対する対処方法ですが、道路沿いのごみは、生活環境課の環境監視員が日常的に環境パトロールを行っており、確認したごみをその都度回収しています。

また、私有地への不法投棄については、廃棄物処理法第5条において、「土地または建物の占有者は、その占有し、または管理する土地または建物の清潔を保つように努めなければならない」と規定されていることから、第三者による不法投棄が行われ、行為者を特定できない場合には、土地の所有者が処理を行

うこととなっています。

しかしながら、自身で処理を行うことが難しいとの相談もあり、私有地の外にまとめて搬出してきている場合には、行政サービスの一環として環境監視員による回収を行っています。

二点目の、過去5年間に検挙までに至った案件ですが、新聞等でも報道されたとおり、令和5年2月17日に書類送検に至った案件が1件あります。

三点目の、不法投棄ゼロをめざすための今後の対策ですが、現在、担当課では不法投棄禁止の看板を希望される方に配布しています。その際に、より効果的な設置場所の相談がある場合には、アドバイスのために現地に行き、同行することもあります。

また、それでも不法投棄が行われるような悪質なケースに関しては、県と連携しカメラの設置などを行い、その後、必要に応じ警察に通報することで、不法投棄が少しでも減るよう、今後も努めていきたいと考えています。

○議長（森下伸吾君）12番 小林君、再質問ありますか。

12番 小林君。

○12番（小林 弘君）どうもありがとうございます。

なかなか不法投棄、ここのところよく相談されます。それだけやっぱり増えてきているということで、職員の皆さんも分かっていると思いますので、通勤途中でもやっぱり気になったところは報告していただいて、これは解消していきましょう、一緒に。

再質問です。不法投棄ゼロをめざすため、市でカメラを購入し、設置することはできませんか。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）現在、和歌山県におきまして約100台のカメラを所有しておる

ところであります。うち橋本保健所には12台が割り当て得られており、うち7台が本市に割り当てられているという状況であります。その中で6台が設置済みとなっております、現状1台が未設置となっております。また、橋本保健所でも通信可能で画素数の高いカメラを7台所有しております、1台が未設置となっておりますというふう聞いております。

県のカメラの空き状況にもよると思うんですけれども、現在2台のカメラが未設置となっているということから、現時点では本市においてカメラを購入する予定はございません。

しかしながら、今、議員がおっしゃられたように、今後、悪質な不法投棄がどんどん増えてくる、そうするとカメラも足りなくなるというような状況が出てくる可能性もある、それから、昨日、8番議員からもご質問いただいたように、ごみの処分に対する対策も必要になってくるということからも考えますと、市でカメラを監視カメラを持つ、購入については、今後検討していく必要もあるのかなというふうには考えております。

○議長（森下伸吾君）12番 小林君。

○12番（小林 弘君）ありがとうございます。

僕は市でカメラ持っていなかったというのがまず不思議やったなと思いましたが、今後ともカメラを購入していくことを検討していただけると、前向きに考えていただけるということで、いいお答えを頂いたかなと解釈をさせていただきます。

そんなにこれ以上の再質問ございませんけれども、橋本市は不法投棄できないと、しっかりとみんなで印象をつけていくことが大切だと思います。特に、不法投棄された農地の持ち主自身が、法律上は分かりませんが、損をするようなことでは不法投棄はなくならないでしょう。行政の監視、市民の監視、それに加えカメラでの監視をしっかりとしてい

ただいて、不法投棄ゼロを共にめざしましょう。

昨今、テレビでようやっているのが、スポGOMIというて、ごみを拾うのをスポーツ化してやっているというのか、そのの全国大会出場の方のをテレビでやっておりました。

こういうのを橋本市でやっているのか、僕ちょっと知りませんが、スポGOMIというような取組なんかはそんなにお金がかかるものではないと思うし、できるんやったら1回、市主導でも結構です、どっかの団体が主導でも結構ですので、一遍こういうのも1回試しにやってみていくというのもいいことだと思いますので、1回検討をお願いしたいと思います。

何か先ほどから、いろんな道沿いへ行っていただいとったので、そういうところ辺りからこういうのを一遍取り組んでいていただいたらよろしいと思いますので、よろしく願いいたします。

いいご答弁を頂いて、カメラを前向きに検討していただけるといことですので、一つ目の不法投棄に関する質問はこれで終わらせていただきます。よろしく願いします。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目2、農業従事者の高齢化に伴う後継者不足と増え続ける耕作放棄地・財産放棄地・所有者不明土地に対する市としての取組はに対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（北岡慶久君）登壇〕

○経済推進部長（北岡慶久君）農業従事者の高齢化に伴う後継者不足と増え続ける耕作放棄地・財産放棄地・所有者不明土地に対する市としての取組はについてお答えいたします。

まず、一点目の、農業従事者の高齢化に伴う後継者不足と耕作放棄地の増加は、農業、農村の維持だけでなく、国土の保全、水源の

涵養、自然環境の保全の上で重要な問題となっており、本市では令和3年度より農業振興条例を施行し、農業者の支援に取り組んでいるところです。

後継者不足の取組として、本市においては、国の農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を策定し、多様な担い手を育成、確保するために、就農相談から就農経営の安定化まで、新規就農者に対しきめ細かな支援に取り組んでいます。

また、耕作放棄地に対する取組としては、農業委員会や農地中間管理機構、県、JAと連携し、農地等に関する相談や情報提供、農地の紹介に取り組むとともに、栽培技術、農業経営面などの指導を行い、新たな担い手育成に努めています。

本市としては、農業が職業としてもっと魅力的なものとなり、新たな担い手が確保できるよう、農産物等インターネット販売促進事業や橋本ふるさと便事業を創設し、現在も継続して取り組んでいます。両事業を運営する中で、担い手である農業者に対して、新たな販路開拓やリピーター獲得のための育成支援に取り組んでいます。

また、本市の農地の多くを占めている中山間地域について、中山間地域等直接支払制度などの活用を推進しており、集落を単位として農作業に関する一定の基準を設け、地域ぐるみで農作業の共同化を実施し、耕作放棄地の発生防止を図っています。特に後継者不足が進行している地域では、経営の効率化を推進する有効な制度として活用しています。

引き続き、後継者不足の解決に向け、農地の集積化と農業の効率化などを結びつけた施策を展開したいと考えています。

次に、さらなる鳥獣害対策についてですが、現在、本市では鳥獣被害防止計画を策定して

います。本計画において被害の現状や傾向、被害の軽減目標を掲げており、計画に沿って防護柵、電気柵、箱わな等の設置や狩猟免許等の取得に対し補助金を助成しています。また、効果的に被害軽減できる防護柵の設置方法について対象農家への周知を行うなど、課題解決に向け取り組んでいます。

また、新規の狩猟免許取得の推進を図るため、年2回実施される狩猟免許試験を本市の農業者が受験しやすいよう、日程の追加や紀北地域での開催について和歌山県に働きかけているところです。

ドローンやICT機器などを活用した有害捕獲対策については、捕獲従事者の意見などを取り入れるとともに、他市町村の運用方法等を調査しながら検討してまいります。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

〔建設部長（西前克彦君）登壇〕

○建設部長（西前克彦君）次に、二点目の、全国的に増えている所有者不明土地、財産放棄地に対する本市の取組についてですが、議員おただしのおおりの、長年にわたり相続登記等が行われていないことによる所有者不明土地や、相続しても遠くに住んでいる等で管理ができていない財産放棄地が増えることで、荒廃農地、空き家の増加及び景観の悪化などが全国的な問題となっており、今後も人口減少が進み、所有者不明土地や財産放棄地の増加が進むものと懸念されます。

そうしたことから、国では所有者不明土地等の発生を予防するため、令和6年4月1日から相続登記の申請を義務化するとともに、令和5年4月27日からは、相続したが利用しない土地を国等に引き渡す制度として、相続土地国庫帰属制度が始まりました。

この制度は、建物が建っていないこと、債務の担保設定がないことなど一定の要件を満たす土地について、管理負担金を納付した上

で国庫に帰属するという制度です。本制度の運用にあたって本市では、国が要件を満たすかどうかの審査をする際の資料提供や市への帰属を含めた利活用を検討するなど、国と協力し対応しています。

今後も国・県及び近隣市町との連携を図り、所有者不明土地及び財産放棄地の解消に努めていきたいと考えています。

○議長（森下伸吾君）12番 小林君、再質問ありますか。

12番 小林君。

○12番（小林 弘君）ご答弁ありがとうございます。

まず、一点目の答弁の再質問になります。狩猟免許更新は何年更新でありますか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）ご質問にお答えさせていただきます。

更新は3年に1回となっております。

○議長（森下伸吾君）12番 小林君。

○12番（小林 弘君）ありがとうございます。

狩猟免許更新時の費用負担はお幾らになるでしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）狩猟免許更新にかかる費用として、1免許につき2,900円ということになっておりまして、例えば、第一種免許である実弾や空気銃に併せてわな猟免許ということになりますと、5,800円ということになります。

○議長（森下伸吾君）12番 小林君。

○12番（小林 弘君）ありがとうございます。

続きまして、狩猟免許、わな猟の免許を持っていない農家が箱わな等を設置したい場合の連絡先について教えてください。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）狩猟免許、それからわな猟免許を持っていない、それから、

日常的な農産物等への被害等の問合せにつきましては、経済推進部農林振興課にお問合せいただきたいなというふうに思っています。

被害等に遭われた方については、状況によって、市内猟友会の当該地区の会員を紹介させていただいたり等も含めて対応させていただきます。

○議長（森下伸吾君）12番 小林君。

○12番（小林 弘君）ありがとうございます。

わな等を設置する際の補助金についてお問い合わせいたします。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）イノシシ、鹿用の箱わなというものなのですが、農家2戸以上で構成する団体ということになります。一件当たり11万円を上限として、補助率は2分の1以内であります。

また、アライグマ用の箱わなというものについては、農家2戸以上で構成する団体でございます。一基当たり2万4,000円を上限として、補助率は2分の1以内です。

あともう一つ、くくりわなですが、農家2戸以上で構成する団体、一基当たり5,000円を上限として、補助率は2分の1以内となっております。

ただし、期間等が限定されるということなこともありまして、それを超えるところについては農業振興条例等でも対応していただく等のことを、今、事業として行っているところです。

○議長（森下伸吾君）12番 小林君。

○12番（小林 弘君）いろいろありがとうございます。

昨今本当に、私、学文路のかむろ大師の下のほうに住んでいるんですけども、ありとあらゆる動物が出てきます。本当に、アライグマなんかは特に、ある方が捕獲されたので、「小林さん」と電話がかかってきて、どない

かちょっと面倒見てほしいということで預かりに行きましたけども、預かっていって市のほうに持ってくると、「小林さん、これ触れへんだかい」言うて、「僕はよう触らんだよ」と言うたら、「触ったらあかん」と。狂犬病のウイルスを持つとるらしいですね。

そういうのは市内の方は知っているのかなと、僕もそのとき初めて聞いたので、あとちょっと気持ち悪くなってあれでしたけども、たくさんの鼻の白いハクビシンも見ましたし、ニホンカモシカも見ましたし、鹿、イノシシ、もちろんそういうのも、これがそれだけ増えているというのもありまして。

ほんで、先般から知り合いから動画をLINEで送っていただいたのが、平野地区やったと思いますけども、イノシシの親子10匹がたむろしとるといのか、ああいうのも見せていただきました。すごい状況やなという感じで。

ほんで、農業を今、私のような相談を受けるのは70代の方なんですけど、この方はもう自分で自分で柿なんかも合わせて、それで自分とこの日本産のレモンも作ったりして出荷されている方、結構頑張っている方なんですけど、こういう方が「小林さん、もうだんだん農業も難しいなってきたで」と。「これだけ鳥獣害被害がひどなってくると」ということで今回この質問に至ったわけなんですけども。

本当に、橋本市としても、本当にさらなる鳥獣害の対策をちょっと考えていただいて、今何をやるということは答弁することはなかなか難しいとは思いますが、大変厳しい農業経営の時代に入ってきたかなという感じがいたしますので、今後ともいろいろ対策のほうを考えていただいてよろしくお願ひいたしたいと思っておりますので、一つ目の、①の質問のほうはこれで終わらせていただきます。

次に、行かせていただきます。次は、先ほ

どの不明土地の、ああいうので行かせていただきますので、本市でどれぐらい所有者不明土地があるのか把握していますか。よろしくお願ひします。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）市全体の所有者不明土地の数というのは把握していないんですが、平成30年度から令和4年度までの5年間で実施した地籍調査においては、調査した約9,300筆の中に所有者不明土地というのは全部で9筆で、その割合というのは全体の0.1%となっています。

また、国土交通省が発表している数値では、平成28年度に地籍調査における土地所有者等に関する調査において、調査をした全国62万筆に対し0.41%が不明土地となっているということでございます。

○議長（森下伸吾君）12番 小林君。

○12番（小林 弘君）どうもありがとうございます。

続きまして、所有者不明土地、財産放棄地が増加することで、市の考える問題点をもう少し詳しく教えていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）所有者不明土地や財産放棄地が増加していきますと、農地や山林の荒廃が進むことでの鳥獣被害の増加や空き家の増加による防犯や安全上の悪化、また、土地所有者が不明なことで公共事業の支障となったり民間事業者の土地利用の停滞などが起こり、経済活動でも支障が生じてくるのではないかなと思っております。

○議長（森下伸吾君）12番 小林君。

○12番（小林 弘君）ありがとうございます。

続きまして質問します。相続土地帰属制度があるとのことですが、国庫に帰属ができない条件をもう少し詳しく教えてもらえませんか

か。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）国に帰属できない、帰属が認められないものとしては、通常の管理または処分をするにあたって過大な費用や労力が必要な土地などは帰属の対象外というように示されております。

具体的には、建物がある土地、債務の担保設定がある土地、他人が使用する権利がついている土地、他人が使用する土地、土壌が汚染されている土地、境界不明の土地、危険な崖がある土地など様々な個別条件があります。

○議長（森下伸吾君）12番 小林君。

○12番（小林 弘君）ありがとうございます。

国庫に帰属する場合の負担金はどれぐらいですか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）国庫に帰属する場合の負担金ですが、10年分の土地管理費相当額を負担金として納付することが必要でして、基本的には20万となっておりますが、土地の面積や地目、用途地域が指定されているなど地域の実情に応じて変動し、高額になる場合もあります。

○議長（森下伸吾君）12番 小林君。

○12番（小林 弘君）市に帰属する場合はどんなときでしょうか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）市が帰属を受ける場合としては、市が管理する公共施設に隣接して、その利活用が見込まれるような場合があるんじゃないかなと考えております。例えば、公園などに隣接し、その駐車場として活用が見込まれる場合などは、市への帰属というのも検討していくこととなります。

○議長（森下伸吾君）12番 小林君。

○12番（小林 弘君）ありがとうございます。

答弁の中で、国・県及び近隣市町との連携

を図り、所有者不明土地及び財産放棄地の解消に努めていきたいと考えていますとありますが、具体的にはどのような体制を取っていくのでしょうか、お教えてください。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）国や近畿地区の各府県及び関係市町村が参加する近畿地区土地政策推進連携協議会に橋本市も参加しております。国や関係機関から情報提供や支援を求めながら、用地業務や地籍調査など、土地政策に関する知識や情報を深めてまいります。

また、新たに改正された所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の周知や広報を行い、所有者不明土地の解消に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（森下伸吾君）12番 小林君。

○12番（小林 弘君）どうもありがとうございました。所有者不明土地や財産放棄地の本市の取組について、いろいろと質問させていただきまして、細かく教えていただき、よく分かりました。

新しい制度や相続登記の義務化により、今後新たに所有者不明土地が発生することが少なくなるかもしれません。今まで問題となっている所有者不明土地や財産放棄地を解消するためには、やはり時間と労力が必要なことは理解しておりますので、お聞きした制度等を活用し、今後、国や関係機関と連携しながら、解消に努めていってほしいと思います。

本当にいろいろお答えいただきまして、ありがとうございました。私の一般質問はこれにて終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（森下伸吾君）12番 小林君の一般質問は終わりました。

この際、15時5分まで休憩いたします。

（午後2時57分 休憩）

(午後3時5分 再開)

○議長(森下伸吾君)休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番12、16番 土井君。

[16番(土井裕美子君)登壇]

○16番(土井裕美子君)皆さま、こんにちは。

それでは、ただ今、議長のお許しを頂きましたので、一般質問を始めさせていただきます。

今回の私の質問は1項目でございます。栄養価の高いお米、医食同源米を学校給食と妊婦さんへのプレゼントにでございます。

この医食同源という言葉、皆さまは聞かれたこともあるかと思いますが、私はあまり聞き慣れない言葉でございましたので、四字熟語辞典で調べてみました。そうしますと、「食事は医療の根本であり、病気を治す薬と健康を増進する食事とは本来根本は一緒であるから、日常の食生活に留意することが大切であるという東洋医学の考え方である」と書いてありました。

ここでいう医食同源米でございますが、その医食同源という言葉の後ろに米をつけた造語でありまして、食べることで健康になる米というものであります。

もう少し具体的にこの医食同源米のことを説明させていただきますと、医食同源米とは特定の商品を目指すものではなく、健康成分が多く含まれている亜糊紛層を残して無洗米に加工された白米や、分づき米の無洗米、発芽玄米の無洗米、玄米の表皮のろう層を除去して無洗米に加工した玄米のことなどを指します。

これまでの白米よりも栄養価が高く、玄米よりもおいしく食べ続けられ、また、無洗米であることから炊飯時に米のとぎ汁で河川を汚すことがなく、環境浄化を果たしSDGs

にも貢献でき、さらには、米の需要を確保することによる農業支援にもつながる米であるというものでした。

今回はこの医食同源米の中でも、健康成分が多く含まれている亜糊紛層を残して無洗米に加工された金芽米と呼ばれているお米を取り上げさせていただきたいと思います。

このお米は、通常の精米技術で削り取られる部分、亜糊紛層を残すことで、白米よりもビタミンB1やB6、食物繊維やオリゴ糖類、カリウム、葉酸などの栄養価やうまみ成分も高く、毎日のご飯をこのお米に変えることで食事の栄養バランスがアップすることになります。また、精米技術が特別なものであるだけで、米の産地や銘柄は問いませんので、今までどおりの地元産のお米を利用することができます。

なおかつ、無洗米ということでございますので、米のとぎ汁で河川を汚すこともなく、SDGsの観点からも、ぜひこの金芽米を児童生徒が毎日食べる学校給食に使っていただき、子どもたちの健康増進と、これから子どもを産み育てていく妊婦さんへのプレゼントとして導入をしていただきたいと思います。何点か質問をさせていただきます。

①給食センターでの炊飯の現状と、無洗米を導入することは可能かどうかをお教えてください。

②学校給食に栄養価の高いお米、金芽米を導入することで得られるメリットとデメリットがあればお教えてください。

③学校給食や保育園、こども園の給食などで金芽米を導入することについてのお考えをお聞かせください。

④既に金芽米を学校給食に導入している自治体では、未来を担う子どもたちを産み育てる妊婦さんに、母子手帳を申請した時点で栄養価の高い金芽米のプレゼントをしている自

治体がありますが、本市においてはそのようなお考えはありますか。

⑤この金芽米を導入している自治体によっては、民間事業者と包括連携連携協定を結び、学校給食だけでなく、市民の健康意識の向上や医療費の削減、SDGsへの貢献、米の需要の確保による農業支援、耕作放棄地の解消などにも官民連携して取組を進めておられますが、本市においては、このような取組についてどのようなお考えをお持ちかをお聞かせください。

以上、壇上からの私の質問を終わります。明快なご答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君の質問。栄養価の高いお米（医食同源米）を学校給食と妊婦さんへのプレゼントにに対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（堀畑明秀君）登壇〕

○教育部長（堀畑明秀君）栄養価の高いお米（医食同源米）を学校給食と妊婦さんへのプレゼントについてお答えします。

まず、一点目の、給食センターでの炊飯の現状についてですが、現在、給食センターでは年に2回、米の業者選定を行っており、業者が精米した精白米を給食センターで炊飯しています。

次に、無洗米を導入することは可能かどうかについてですが、給食センターでは現在、精白米を荷受けすると米サイロに保管し、自動タイマーにより、洗米機で洗米した後、浸漬槽で米を水に浸し、炊飯を行っており、無洗米を使用する場合は機械を改修する必要があります。

加えて、現在使用している米を無洗米に加工するための業者との調整が必要で、設備の改修費や米の加工費が発生しますが、導入することは可能です。

二点目の、学校給食に栄養価の高い金芽米を導入することで得られるメリットとデメリットについてですが、メリットは議員おただしのとおり、栄養価が高いことや、無洗米であることから米のとぎ汁が発生せず、環境保全に配慮した給食調理であることです。

デメリットは、先ほどの答弁のとおり、一定の設備改修が必要になることや、現在の米の納入に加え、加工するための手数料が発生するなど、今後一定の経費が必要となることなどです。

次に、三点目の、学校給食や保育園、こども園の給食などへの金芽米の導入ですが、先ほどのデメリットに加え、物価高騰もあり、コスト面等の課題がありますので、今のところ金芽米の導入は考えていません。

四点目の、妊婦さんに金芽米のプレゼントをしてはどうかですが、本年4月にこども家庭庁が設立され、妊娠期から18歳までの支援を充実させていく中で優先する課題がたくさんあり、導入については今のところ考えていません。

最後に、五点目の、民間事業者との連携についてですが、本市では市の課題解決や市民サービスの向上を目的に、連携協定等の締結により、民間が持つ技術やノウハウを活用した官民連携の取組を進めているところです。

おただしの件につきましては、事業者側の意向にもよりますが、連携可能な提案があった場合、双方での調整を行った上で、個別連携協定もしくは他分野にまたがる場合の包括連携協定等、これまで同様、検討は可能と考えます。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君、再質問ありますか。

16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）このお米との出会いは、今年7月に、私たち和歌山県内の超党派

の女性議員でつくっている和歌山女性議員の会というのがございまして、そちらのほうの視察研修で工場を見学させていただきました。

4番議員も一緒にその工場見学に行ってきたんですけども、そこでこのお米を、前から名前は知っていたんですけど、いろんな説明を受けたのは初めてでして、そして、とてもすばらしいお米だなというふうに私実感いたしまして、帰りにそのお米を近くのスーパーで買って、夜に食べました。

とてもおいしくて、なおかつ栄養価が高いということで、これはもうぜひともうちの、橋本市の子どもたちにも、うちの孫もおりますので、子どもは大きくなっていますが、食べさせてあげたいなということで、今回はいろいろ、今まで、7月に勉強してきたんですが、ちょっと満を持して、いろいろ勉強をして研究をして、今日は質問をさせていただいております。

なおかつこのお米は、いろいろ調べましたら、和歌山県の給食部会ってあるんですけども、そちらのほうでも学校給食にぜひ使ってくださいというような推奨をされておりますので、何も私、何か企業から頼まれてやっているんじゃないので、それだけご理解いただけたらと思います。

壇上でも少し口頭で説明をいたしました、この金芽米って一体どういうものやねんということなんですが、ちょっとスライドのほうを出していただけますでしょうか。

見にくいかもしれませんが、これは玄米、左側が玄米。ちょっと小さいので、申し訳ございません。もう少し大きくします。玄米ってすごい栄養価が高いんですけども、この一番外側が、外側のこの茶色い部分がろう層とって、これはもう栄養価がないので、玄米もこれを取り外したものが玄米なんです。

2番目の、茶色のちょっと薄い、赤茶色の

部分、これがぬか層です。色は茶色、栄養価はとても多いです。でも、色はとてもよくないし、茶色っぽいし、分づき米というのはこれを7分づきとか5分づきとか3分づきとかで、剥がす度合いによって分づき米というんですけども、これもとても栄養価は高いんですけども消化吸収も悪くて、なおかつ、ちょっともこもこして食べにくいというような、そういうことでございます。

今回は、もう一つこの黄色の部分、ここが亜糊紛層。亜糊紛層という層があるんですが、これはもうほぼ真っ白なので、これを残したお米がとてもいいよということで、これを残したお米が金芽米と言われているわけです。

酵素、ミネラル、たんぱく質が豊富で、とてもおいしくて、浸漬、水につけておくと酵素を出して、より多くの栄養素がそこからまた生み出されるというものでございました。

次へ行きます。これが金芽米なんです、ここに金芽というのがございまして、これは、この金芽という部分も亜糊紛層を残すことによって、金芽がついているお米、全てがついているとは限らないらしいですけども、これとこの周りの黄色いのを残したのが、うまみがある亜糊紛層と金芽を残したのが金芽米と言われております。

これは何も特別なお米ではなくて、精米の技術によって、特別な精米をすることによって、玄米ではなくこの金芽米と呼ばれるものが生まれるということでございます。白米ですとでん粉層だけになってしまいますので、食べやすいけれども栄養やLPSと呼ばれる、後で説明しますが、それは少ないんだということなんです。この金芽米は栄養とおいしさを両立した無洗米でございます。

これが金芽前と普通精米との違い。ここで注目してほしいのが、この茶色の部分です。ここのこの茶色の部分は白米でございます。

このオレンジ色の部分、ここの全体が金芽米が持っている栄養素なんです。ビタミンB1もB6もナイアシン、葉酸。葉酸も後で出てきます。カリウム、オリゴ糖、食物繊維。

ここで注目は、このLPSというのがございます。LPSというのは、リポポリサッカライドという成分でございます。これが何と免疫ビタミンと呼ばれているもので、金芽米には白米の約6倍のLPSが含まれて、自然の免疫力を高めて、感染症であるとかがんとかアルツハイマー、糖尿病などにも効くという、そういう、今、皆さん、LPSで1回調べてもらったら、すごい注目の栄養素です。これが何と白米の6倍含まれているんだよということなんです。

それと、なおかつおいしくないと、学校給食に使いますと子どもたちはやっぱり残してしまいますので、おいしいのが一番なんです。白米よりも、甘みであるとか、それからうまみであるとかというのが、味覚センサーで測定しますと大変多く含まれていると、こういう特徴があるのが金芽米でございます。

そこで、このような大変いいメリットがあるお米なんですけれども、無洗米でございますので設備の改修が必要であるということだったんですけれども、いろいろ調べてみますと、自動タイマーで、サイロというところでお米をためて、そこからずっと送り出して水と一緒に洗浄をして、それから水とお米をためておく槽にためて、そこから炊飯に入ることなんです。機械によったらタイマーの時間をゼロにすると無洗米でも炊けるという機械があるらしいんですけれども、橋本市の場合はそういう機械ではなくて、改修が必要なんです。その改修にだいたい幾らぐらいお金がかかると試算されたのか、もし分かればお教えいただけますか。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君） 給食センターのほうは改修が必要というふうに聞いておまして、精白米、金芽米、両方に対応できるような精米機に改修した場合は、400万円から500万円というふうに聞いてございます。

○議長（森下伸吾君） 16番 土井君。

○16番（土井裕美子君） 400万円から500万円。新しい施設でございましたので、私はこれから先、災害にも対応できる施設と聞いておりましたから、無洗米もできるような、そういうタイマーをつけていらっしゃるのかなと思ったんですけど、残念ながらつけていらっしゃるなかったということで、無洗米に対応するためには400万円から500万円、結構な費用がかかってしまうということなんです。今は白米を洗って使っているんで、無洗米にすることで、お米を洗うための水道代はかからなくなると思います。

それから、環境面においても、メリットの中でもお答えいただきましたけれども、米のとぎ汁を流す必要がなくなりますので、下水道は通っていたかな、通っているのかな、合併浄化槽ですか、今はあそこは。合併浄化槽の性能で一番汚れるのが結構、米のとぎ汁で、一番その機械面のメンテナンスが必要やと聞いたことがあるんですけれども、合併浄化槽の性能面でも負担が少なくなるのではないかなと思うんですけれども、その辺のところはいかがですか。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君） 確かに、議員おただしのとおり、メリットとしましては、フィルター交換が減り、故障が少なくなるのではないかなというふうに考えております。

○議長（森下伸吾君） 16番 土井君。

○16番（土井裕美子君） そうなんです。やっぱり河川が汚れる原因というのが米のとぎ汁というのが非常に大きくて、今、精米技

術がすごく発達しましたので、無洗米が大分出てきています。おいしく炊けますので、無洗米にすることで、SDGsの観点からも、これはいいのではないかなというふうに思います。

あと、先ほども申しましたけれども、特別なお米にする必要はなくて、今、業者が入れている玄米を、精米技術だけを変えるだけでこの金芽米にすることができます。加工するための手数料が一応かかると思うんですけども、でも、今、玄米を白米にするにも精米していますよね。その精米の費用もかかっての納入業者に払うお金ということなので、もしこれを金芽米にするためには、手数料はどのぐらいの増額になるというふうに、何か試算とかはされていますか。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君） 給食センターのほうで金芽米に精米する手数料として250万円から300万円というふうに試算しております。

○議長（森下伸吾君） 16番 土井君。

○16番（土井裕美子君） ありがとうございます。ちゃんと、きっちり調べていただいて感謝いたします。

金芽米にするためには250万円から300万円かかるということですが、もう少し安くなると思うんです。それ多分、金芽米にするための、10kg幾らかで多分計算されていると思うので、精米費用が幾らかかるかによって上乘せ分だけの計算になるので、その辺はちょっと納入業者にも聞かないと分からないので、これよりはもっと少なくなるのではないかなというふうに感じておるところでございます。

そうしたら、残食についてちょっとお聞きしたいんですけども、今までにも過去何人も同僚議員が給食のことについて質問をされておりまして、やっぱり残食の問題という

のが大きい問題になってきております。

栄養士たちは一生懸命、カロリーであるとか栄養素の計算をして、これだけ食べてくれたら子どもたちに1日に必要なカロリー、栄養素が行き届くよということで計算をしていますけれども、いかんせんやはり残食が多いというふうにお聞きしております。

平成25年の調査ですが、全国平均では6.9%が残食、児童生徒一人当たり約17.2kgの食品が残食として出ているという統計が出ているんですけども、現在、給食センターでの残食の量、それからパーセンテージが分かりましたら、教えていただけますか。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君） 参考として令和4年度の実績のほうですけれども、全体で約59t、パーセントとしては14.1%が残食となっております。

○議長（森下伸吾君） 16番 土井君。

○16番（土井裕美子君） そうなんですよね。本当に、残食が出る。その中でも、聞くところによりますと、やっぱりお米、主食の残食が多いということもあるんです。

が、後でちょっとスライドも見ていただくんですけども、金芽米に変えると残食がとでも減ったというような統計も出ております。後で見せます。学校給食、保育園、こども園で子どもたちにこのお米を導入してはどうですかということで質問したんですが、今のところ残念ながら金芽米の導入は考えていませんというお答えでしたが、やっぱり、小学校でいいますと、1年間に185日かな、それの6年間で約1,110日。中学校は3年間あるので、中学校は180日と計算して540日。毎日毎日、週4回。1日はパンですよ、今。だから、週4回は必ずお米を食べるわけですから、給食の無償化も大変、保護者は喜ばれると思うんですけども、必ず食べないといけない

ものなので学校給食は、食べるのであればやっぱり、栄養価の高いお米というのが分かっているのであれば、ぜひともそのお米を子どもたちに食べさせてあげたいなというような思いを持っております。

先ほどもスライドで申し上げました、免疫力が高まるということでございますので、子どもたちの抵抗力が上がります。インフルエンザであるとか、それからコロナウイルス感染症にもある程度の効果が認められるというようなことも発表されておりますので、ぜひとも導入していただきたいんです。

ここでちょっと、もう一度スライドを見ていただきたいと思います。

これなんです、これは福岡にある中村学園というところで金芽米を導入している福岡市のA保育園というのがございまして、左側はインフルエンザの感染状況でございます。

この園は平成27年より金芽米を導入していらっしゃるということで、インフルエンザの感染状況が、平成30年のときには、赤がA保育園、青いところが想定感染者数ですので、実質、想定されるであろうということなんです、これを見ても明らかのように、感染者数がもう全く減っている。

右側は新型コロナウイルスの感染状況なんです。これは令和3年度のことですけれども、近隣の保育園と比べましても、約5分の1に新型コロナウイルスの感染状況が抑制されていると。同園の保護者からは「熱が出にくい」とか「風邪を引かなくなった」という声も聞かれるという、そういう事例発表がございました。

それから、これは、今、和歌山県すさみ町がほぼ金芽米に学校給食をしているんですけれども、これも新型コロナウイルスの感染率が令和3年度、近隣のS町と比べましても、すさみ町のほうが断然少なくなったよという、

こういう表も出していただいております。0.97%になったという。

こういうやっぱり、先ほど言いましたL P Sの効果がこの辺で出ているのではないかなというふうに感じております。

それと、残食量です。先ほど申しました、同じ中村学園の附属保育園のほうで、この表なんです、ここ、1,899から1,825、保育園の栄養士からのS O S。このS O Sというのは、もう残食量がすごく多くなったというS O Sがこの先生のもとに入ったと。

ブルーの量はきっちり残食量をデジタルスケールで計っておりませんので、喫食状況の観察票からの推定値でございますが、そこで、平成27年から計り出しましても、もう一気に残食量が減ったという統計がございます。

この附属保育園は、普通の白米と玄米と、それから金芽米を炊いて、実際、子どもたち、保育園児ですね。それから先生方にも実食をしていただいて、試食をして導入を決めたというふうに発表をされていらっしゃいました。

平成29年の残食は6kgの年間残食率は0.41%というパーセンテージでございますので、非常に残食率が金芽米を導入することによって減ったというような資料が出ております。

これも同じことですけれども、残食総量も減りましたし、お米だけでなく、主菜の残量であるとか汁の残量、それから副菜の残量であるとかが全て減ったということでございます。ご飯がおいしいと、薄味でもどんどん食が進むというふうにおっしゃっていらっしゃいました。

27年から導入をされたのですけれども、何も塩分量を調整したりとか全くそういうことはせずに、ただお米を変えただけでこのような結果が表れましたというふうなご報告がございました。ということで、このようなすご

くとてもいい効果が表れているんです。

次に、もう一点、質問の4なんですけど、妊婦さんへプレゼントしてはどうですかというふうなことを言ったんですけれども、先ほど表で見ていただいた中で、この葉酸というのがネックなんです。

今、葉酸というのが、これはビタミンB群の水溶性ビタミンと言われているもので、赤ちゃんの正常な発育や母体の貧血予防、それから妊娠全期間を通して必要な成分であって、先天性異常の一つである神経管閉鎖障害のリスクを減らすことができるということで、1日に妊婦さんが必要な量は、妊娠前は240マイクログラム、妊娠中は480マイクログラム必要であるので、栄養補助食品から1日400マイクログラムぐらいの葉酸を接種するのが推奨されているわけでございます。

ですので、そのほかの自治体は妊娠期にこの葉酸をより多く含むお米をプレゼントして、少しでも無事に健康な赤ちゃんを産んでいただきたいという形でこのような事業をスタートさせていただいているということでございます。

優先する課題が大変多くて、人員も足りないということは重々承知しておりますけれども、これも大変必要な事業であるというふうには私は考えておりますので、またご検討をいただけたらと思います。

今日は朝からも昨日も、職員の人員がなかなか足りないということがいっぱいございましたので、ここで無理にこれを先にせいということは、私そんな無理難題を申し上げませんけれども、こういう自然のものを食べて、未来に生まれてくる赤ちゃんが健康になるということを、職員の皆さまも議員の皆さまもぜひ知っておいていただけたらというふうには思っております。

次に、5番目の質問になるんですけれども、

無洗米の金芽米を精米するときに副産物として出る有機質の資材があるんです。ほか、これを導入していらっしゃる自治体では、タマネギが有名な大阪府田尻町があるんですけれども、ここは包括連携協定も結ばれていて、このタマネギに、言うたら、精製した後のかすですよ。それを有機資材として使っているんですけれども、本市も減農薬野菜として高野山麓精進野菜を売り出しているということで一生懸命やっていたいてるんですけれども、こういうものは高野山麓精進野菜の肥料として使っていただくということは可能なんですか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）議員のおただしについてお答えさせていただきます。幾つか、おただしにないことも含めて答弁させていただきます。

まず、無洗米ということで、本市の状況がどんなふうになっているんやろかということ調査、少し個人農家やJA、精米事業者に聞かせていただきますと、個人農家においては徐々に需要が高まっているとはいえ、JAや精米事業所ではまだまだ無洗米の取扱いは少ない状況というふうなお話でした。

あと、無洗米を使ったときのぬかなんですが、議員がおただしのおりで、やっぱり事業所が買いに来ていると。近所の農家の人もやっぱり肥料としてすごく有効なので、それを使っていますというふうなお話でした。

また、SDGsという視点からいいますと、全国無洗米協会というのがあるんですが、そちらのほうで啓発活動を行って、できるだけ無洗米を使って、川に流したり下水に流したりしないようにしましょうよというふうな取組をしているというふうなことです。

今おただしのあった高野山麓精進野菜でそういう肥料に活用できないかというふうな

ことなんです、現在、本市が取り組んでいる肥料の中に菌体資材というものがあるんですが、そちらについては、近隣自治体事業所で米油の製造過程で出る搾りかすを活用しているのが現状でございます。

将来、JAにも確認させていただきましたが、多くのそういった搾りかすというんですか、そういったもの、肌ぬかというそうなんです、そういったものが出るようになると、肥料として活用できるのは考えられるという、そういったことでしたので、報告も併せて答弁とさせていただきます。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）ありがとうございます。いろいろ熱心にお調べいただきありがとうございました。使えるということですよね。

実は、11月14日に東京で「医食同源米によって我が国の国難を解決するためのコンソーシアム」という設立総会がございまして、東京でしたので、私はウェブで参加させていただきました。

それは、オールジャパンで国難と言われている六つの問題を解決しようというのが目的でして、少し紹介させていただきますと、農林水産省も後援しておったんですが、1、医療費の大幅削減、2、子どもや妊婦の健康度向上と少子化抑制、3、健康寿命の延伸と介護費の削減、4、米消費拡大を通じた自給率の向上。5、国内休耕地活用と米の輸出、6、米の付加価値と生活意欲の向上、この六つの問題をオールジャパンで解決するのが目的であるというようなコンソーシアムでございました。

その中の報告の中で、もう既に医食同源米、金芽米を企業の給食、企業が企業の食堂で使っている企業がございまして、その3企業の596名の医療費が約60%に下がった事実ということがありまして、それを論文で

諸外国に発表されて、なおかつ農林水産省のホームページにも掲載されているということでございますので、これはやっぱり徐々に広まっていくお米なのではないかなというふうに考えております。

そこで、包括連携協定を結んでいる自治体、それから、包括連携協定を結んでいないにしても、学校給食、それから保育園の給食、また、ふるさと納税の産品などにも導入している自治体がたくさんございます。

少しご紹介しますと、大阪府泉大津市。泉大津市は橋本市の芋谷の棚田米をご購入いただいて、それを金芽米に変えて、そして学校給食に出していただいております。全国の発表の事例でも南出市長が、和歌山県橋本市の減農薬のお米を購入し、金芽米に変えて子どもたちに食べさせていますと、市長も顔が映っていました。

ですのでぜひ、ああ、こんな橋本市のこともコマーシャルしてくれてはるんやったら、うちも金芽米にしなあかんなど大分思ったんですけれども。お金がかかりますので、いろいろと。その辺は承知しておりますが。

それと、山梨県北斗市、ここも、妊婦さんへのプレゼントも含め、持続可能な農業をするということで、やっぱりお米に付加価値をつけて、農家がしっかりとお米を、耕作放棄地でいいお米を作って、それを金芽米として販売していこうという、そういう包括的な取組をされております。

島根県安来市もですし、長野県では南箕輪村、大阪府では先ほど申しました田尻町、ここにタマネギの栽培のときの肥料として、この米ぬかを使っているということ、肥料を使っているということでございます。

和歌山県ではすさみ町が学校給食に活用しておりますし、来年度からお隣の和歌山県かつらぎ町が学校給食に導入を予定しておると

いうのも聞いておりますし、和歌山県で同じく上富田町も来年度から導入予定だと聞いております。

一緒に金芽米の視察に参りました和歌山女性議員の会の女性議員が海南市で、もう帰ってきてすぐに質問したんですけども、海南市では前向きに検討させていただくということで進んでおりますので、橋本市もぜひとも頑張ってくださいなと思う次第でございます。

こういうふうな形で、包括連携協定を結ぶことによりまして、市内で作られたお米を一括して市が購入をして。例えばですよ。それを全て金芽米に精米いたしまして、学校給食とか、うちは市民病院も持っておりますので、市民病院でもこのような栄養価の高いお米を使って、本当においしいお米なので、やっていただくと、米の安定的な生産と消費にもつながりますし、生産者の耕作意欲も高まって耕作放棄地の解消にもつながるとい、本当に三方よしのお米だなというふうに思っております。

包括連携協定を結ぶには、お答えの中で、企業からの、事業者側の提案があった場合は双方が調整を行った上でということですけども、私が質問した答弁でちょっと抜けているなと思うのが、今私がずっと説明した、SDGsの観点であるとか子どもたちの栄養であるとか耕作放棄地の解消であるとか、そういうことを包括的に考えて、市としてはこの内容についてどのようなお考えを持っているのかというお答えが抜けておりますので、これはもう市長のお考えになるのかな。

こういうことを取り組んでいる自治体が数多くあると。なおかつ、遠いところでこの精米技術を持っていらっしゃるのではなくて、本当に和歌山市内に工場がございますので、そちらのほうで精米をしていただだけで、

橋本市のブランドとか、それから銘柄とか全然関係なく、もう全部ごちゃ混ぜにして金芽米にして全部に配るといことも可能でございますので、ぜひともその包括連携協定などを考えていただきたいんですが。

企業側から来るのを待っているよと言ったら、どんどんどんどんこういういい事業はほかの自治体に取り残されていってしまいます。いち早くこういうのに手を挙げて、うちもやりたいんですけどもという形で企業とお話を進めていただくということをお願いできないかなと思いますので、市長のお考えをお聞かせいただけたらと思います。

○議長（森下伸吾君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）土井議員の質問にお答えします。無洗米については私、昔からずっと、保険の仕事をしているときからそういう米穀の会社と付き合いがあったものですから、当時は「あらったくん」とかいったかな、そういうふうな米があったというのは承知しております。

連携協定の件なんですけど、ほかの地域がやっているから協定を結ぶじゃなくて、一度企業に来ていただいて、やっぱり中身をちょっと説明してもらった上でこういうふうな連携協定を結びましょうということではないかと、突然、今日は金芽米のよさをお聞きした、それですぐというわけにはいきませんし、やっぱり地元の米農家、地元の米農家もJAに出荷しているので、どういうふうに考えているのか。

例えば、じゃ、和歌山市まで運ぶとしたら、その運賃はどこが持つのか。その分、業者が持つとしたら、米の値段たたかれへんかとかという、ちょっと総合的に判断するのと、和歌山の会社は知っています、どこか。これ言うたらあかんので言いませんけど、ただ、ほ

かが来たときに、やっぱり同じような効果があったというときには当然その協議をせなあかんと思うんです。

やっぱり無洗米に変えるにしても、一旦、うちの入札のシステムから考えてもやっぱり、一社独占になる、橋本市の米が全部その会社になるということが本当にいいのかどうかというところも、多分1社、今来ているところを考えると、そこしかないと思うんです。

でも、ほかから来たときの問題もあると思いますし、そういうことも含めて、一度来ていただいて提案をしていただいた上で、どういう協定を結ぶか。例えば、災害時の支援となると危機管理室が中心でやりますし、農業関係になりますと経済推進部になりますし、いろんな状況があるので、その企業の提案を受けた上で考えていく。

そのためには、まずその会社に来ていただく、説明をしていただく、私どもが理解をするというところでないと、なかなか先走ってやる、お話を聞いていたら良いのは分かるんですけど、やっぱりなかなかその関係をしっかりと、連結協定を結ぶにあたっては理解もせんとあかんので、どこの担当課が主体でやるのかというところも行政としてははっきりさせらなあかんので、それも含めて、ぜひ、来ていただいても結構なので、私のところにアポを取ってもらったら結構なので、まず来ていただいてお話を聞かせてもらえたらなというふうに思います。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）ありがとうございます。そうですね。財源が本当に数限りなくあるんやったらやったらええわということもありますし、今のところ金芽米というのは、金芽米に限って言いますと、その会社だけしかできていないし、どういうふうな考えをお持ちかということもありますので、絶対駄

目だよという答えではなくて、1回話を聞かせてほしいというふうに市長も言っていただきましたので、ぜひとも会社とアポを取って、こういうふうに言っていただいたんですけど、どうですかという形で、またお話をできたらなと思います。

今日は、金芽米のよさというのをちょっと発表させていただいたのは、皆さんにもぜひ、こういういいお米があって、実際進んでいる自治体もあるんだよというのをご紹介させていただいたということでございます。

無償化も本当に保護者にとってはありがたいんですけども、毎日口にするお米で風邪の予防であるとか免疫力が高まるということであれば、お薬も要らなくなりますし、橋本市の医療費の削減にもつながりますので、そういう観点から、主婦として、無洗米ですと、寒いときにこうやってお米洗わんでも済むわけです、本当に。助かるので、働く女性が多くなってきていますから、本当に無洗米もこれからどんどん広まっていくと思いますし、ちょっと設備の改修とかいろんなハードルはあるかと思いますが、ぜひとも皆さまにも知っていただいて、何か機会がございましたら、こういうのを導入していただけたらなと思っておりますし、ぜひお会いになっていただけたらと思いますので、よろしく願いをして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君の一般質問は終わりました。

○議長（森下伸吾君）お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会し、明12月6日午前9時30分から会議を開くことにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、そのように決しました。 本日はこれにて延会いたします。
(午後3時53分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 森下伸吾
7番議員 岡弘悟
12番議員 小林弘